

三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）

三郷市

<目 次>

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
第1節 背景	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画対象	3
第4節 計画期間と目標年次	3
第2章 地域の特性	4
第1節 自然的状況	4
第2節 社会的状況	6
第3節 行政の動向	14
第3章 ごみ処理の現状分析と評価	19
第1節 ごみ処理の現状	19
第2節 ごみ排出量の実績	29
第3節 ごみ実績の評価	37
第4章 ごみ処理の数値目標	40
第1節 ごみ量推計方法	40
第2節 将来推計人口	41
第3節 ごみ排出量の将来推計	42
第4節 ごみ処理の課題	50
第5章 ごみ処理基本計画	52
第1節 基本目標	52
第2節 発生抑制計画	54
第3節 資源化計画	59
第4節 収集運搬計画	61
第5節 中間処理計画	63
第6節 最終処分計画	68
第6章 生活排水処理基本計画	69
第1節 生活排水・し尿・汚泥の処理の状況	69
第2節 し尿等の発生量及び処理量の将来推計	74
第3節 生活排水基本計画	75
第7章 計画の推進体制	78
第1節 計画の推進管理	78
第2節 計画のチェック方法と評価	78

第1章 計画策定の背景と趣旨

第1節 背景

三郷市（以下「本市」という。）では、一般廃棄物（ごみ）を「東埼玉資源環境組合第一・第二工場ごみ処理施設」、「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」及び「三郷資源リサイクル協同組合」にて適正に処理・処分を行っています。生活排水・し尿については、「東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センター」及び「流域下水道の中川水循環センター」にて適正に処理・処分を行っています。

国においては、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定、計画策定にあたっての基本的な指針を示したほか、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が更新され、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな取り組み目標を設定しました。

埼玉県（以下「県」という。）においては、平成28年3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた施策等を総合的に推進しています。

東埼玉資源環境組合及び組合構成市町においては、平成31年3月に「循環型社会形成推進地域計画（第3期）」を改定し、地域における循環型社会形成の基盤となる施設整備に対する方針を示しました。

本市においては、平成25年3月に「三郷市環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成28年3月に「第4次三郷市総合計画 後期基本計画」を策定し、ごみの減量化や資源循環の推進等に関する新たな取り組み目標を示し、計画を踏まえた取り組みを推進しているところです。

一般廃棄物処理基本計画については策定から6年が経過し、近年の人口減少や高齢化の進行等の社会情勢の変化に対応していますが、国や県、本市内のごみ処理に関する情勢にも様々な変更が生じているため、計画の見直しが必要となっています。

さらに、本市の不燃物処理場は、昭和60年度に稼働を開始してから、既に30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいることに加え、計画処理量や質の変化に伴い処理効率が低下していること、ごみの2R（リデュース・リユース）や啓発事業の推進など新たなニーズへの対応が求められていることから施設の更新に向けた検討が必要となっています。

以上のような背景と社会状況を踏まえて、本市ではごみ減量化・資源化の推進、安全的・効率的なごみ処理の運営、あわせて一般廃棄物処理場の更新を計画するうえでも、ごみ処理量の推計を見直し、今後のごみ処理に関する基本方針を定め、三郷市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を改定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けについて体系的に示したものを図 1-1 に示します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされています。また、本市では総合計画、環境基本計画を定めていますが、本計画はごみ処理分野における計画項目を具体化し、施策方針を示すものであり、ごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。

本計画は、長期的・総合的視野に立って、ごみ処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、区域内の家庭系ごみ及び事業系ごみの処理に関わる分別区分、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る計画の全てを包含するものです。

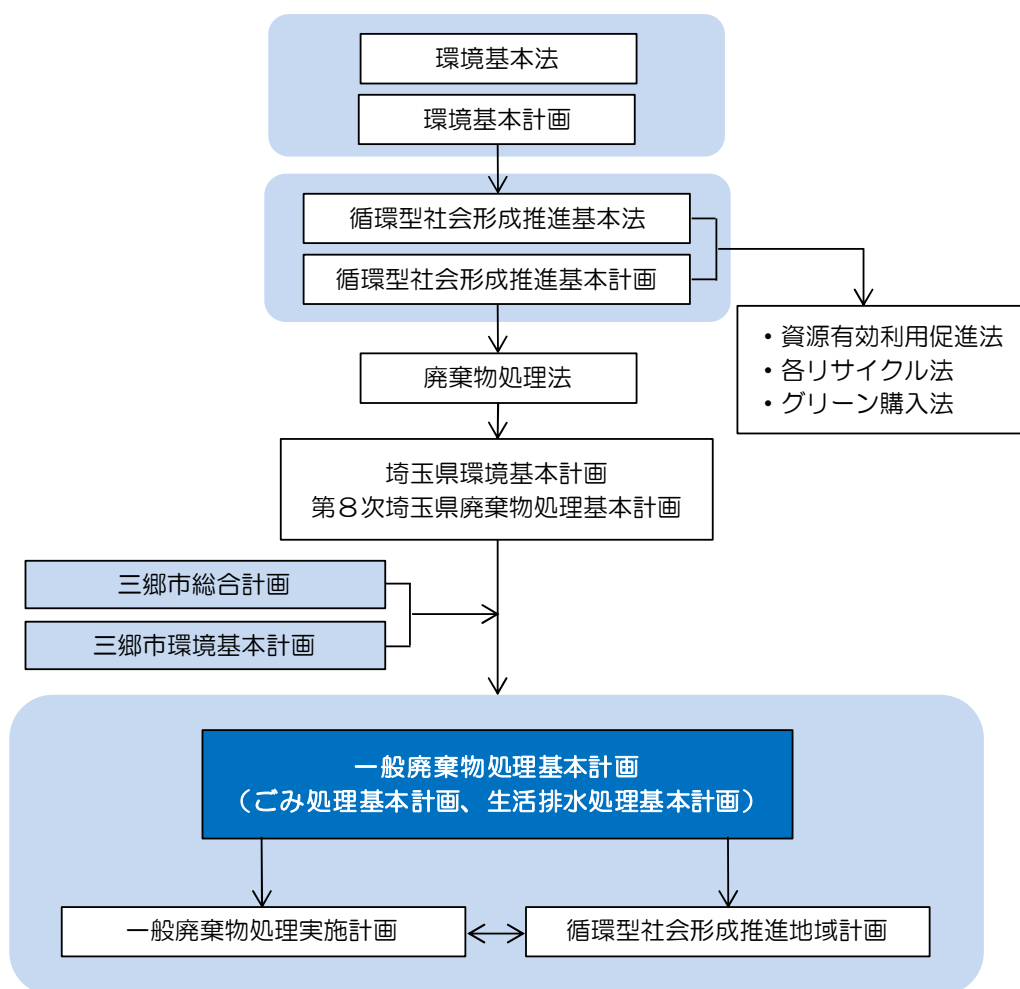


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 計画対象

本計画の対象区域は、本市の全域とします。

本計画の対象廃棄物は、本市の全域から排出される家庭系及び事業系一般廃棄物（ごみ、生活排水）とします。

第4節 計画期間と目標年次

本計画は、令和2年度（2020年）を計画初年度とし、令和7年度¹（2025年）を中間目標年度、令和11年度（2029年）を目標年度とする10ヶ年計画として策定する計画です。

なお、本計画は中間目標年度に見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行うものとします。

**計画期間 令和2年度（2020年）
～令和11年度（2029年）**

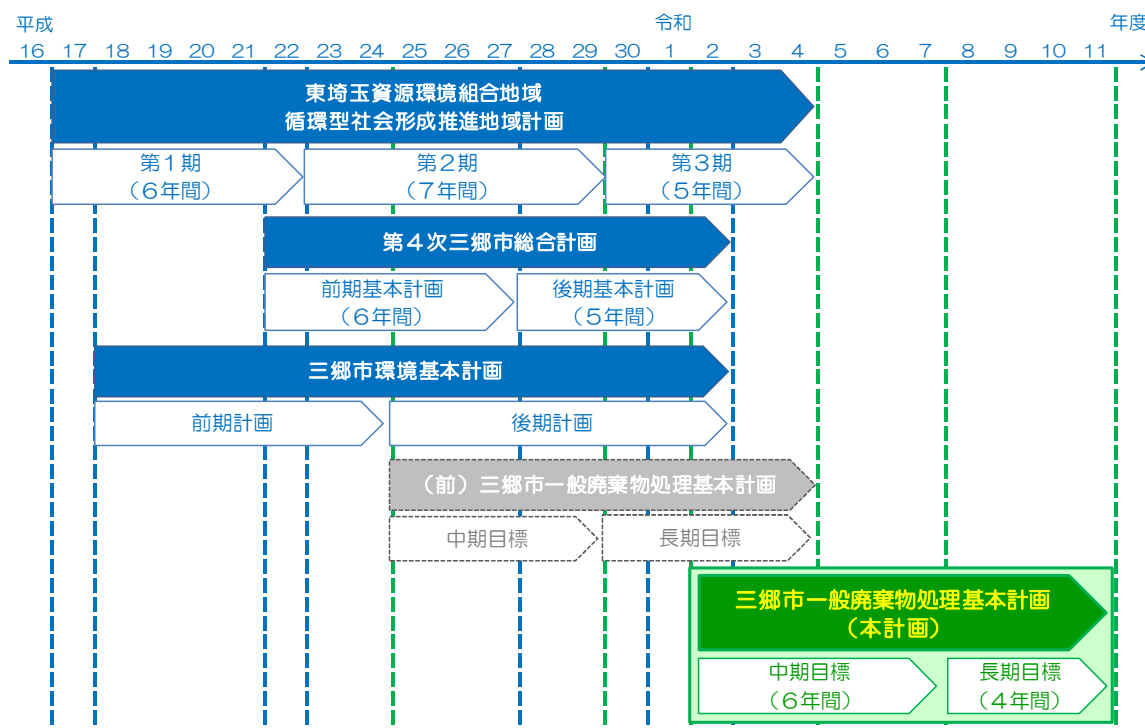


図 1-2 計画の期間

¹ ※国の計画目標年度と整合を図るため、中間目標年度を本計画策定後6年目の令和7年度としています。

第2章 地域の特性

第1節 自然的状況

1. 地理・地形等

本市の総人口は141,765人（平成30年4月1日現在）であり、埼玉県の総人口の1.9%に相当し、面積は30.22km²であり、埼玉県の総面積の0.8%に相当します。

本市は、埼玉県の東南端に位置し、東京都心から約20kmの距離にあります。北は吉川市に接し、東は江戸川を隔てて千葉県に、南は小合溜井や大場川等を隔てて東京都に、西は中川を隔てて草加市・八潮市にそれぞれ相對しています。

本市は江戸川、中川、大場川等の流れに沿ってほぼ平坦な沖積低地が形成され、後背湿地は水田として利用されてきました。

表 2-1 本計画対象市の面積と人口

計画対象区域	本市全域
面 積	30.22 km ²
人 口	141,765 人

※出典：みさと統計書

※人口：住民基本台帳人口（平成30年4月1日現在）



図 2-1 本市の位置

2. 気候特性

本市の気候は、都市部特有の問題であるヒートアイランド現象の影響を受けていますが、広域的な緑及び東側を流れる江戸川、西側を流れる中川に挟まれ、大場川、第二大場川・下第二大場川、二郷半用水が市域を縦断しているため、穏やかです。平均気温は、15.3～16.8℃、最高気温は39.1℃（平成30年度）、最低気温は－6.0℃（平成29年度）となっています。

表 2-2 気象概況（平成21～30年度）

年度 区分	気 温			降 水 量		平均 湿度 (%)	平均 風速 (m/s)
	平 均 (℃)	最 高 (℃)	最 低 (℃)	総 量 (mm)	最大日量 (mm)		
平成 21	16.2	35.9	-3.2	1,380.5	88.0	69.7	3.0
平成 22	16.1	38.5	-3.3	1,508.0	94.0	72.6	3.0
平成 23	15.6	38.1	-3.6	1,281.0	97.5	70.4	3.0
平成 24	15.3	37.5	-4.9	1,445.0	95.5	70.4	2.9
平成 25	16.0	38.7	-3.7	1,219.5	177.0	67.6	2.9
平成 26	15.7	38.6	-3.9	1,480.5	123.0	64.9	2.7
平成 27	16.3	38.4	-2.3	1,563.0	163.5	66.3	2.7
平成 28	16.3	37.3	-2.5	1,359.5	87.0	65.4	2.5
平成 29	15.8	38.5	-6.0	1,225.0	115.0	62.6	2.6
平成 30	16.8	39.1	-4.2	1,176.0	58.0	63.0	2.6

資料：みさと統計書（平成30年版）

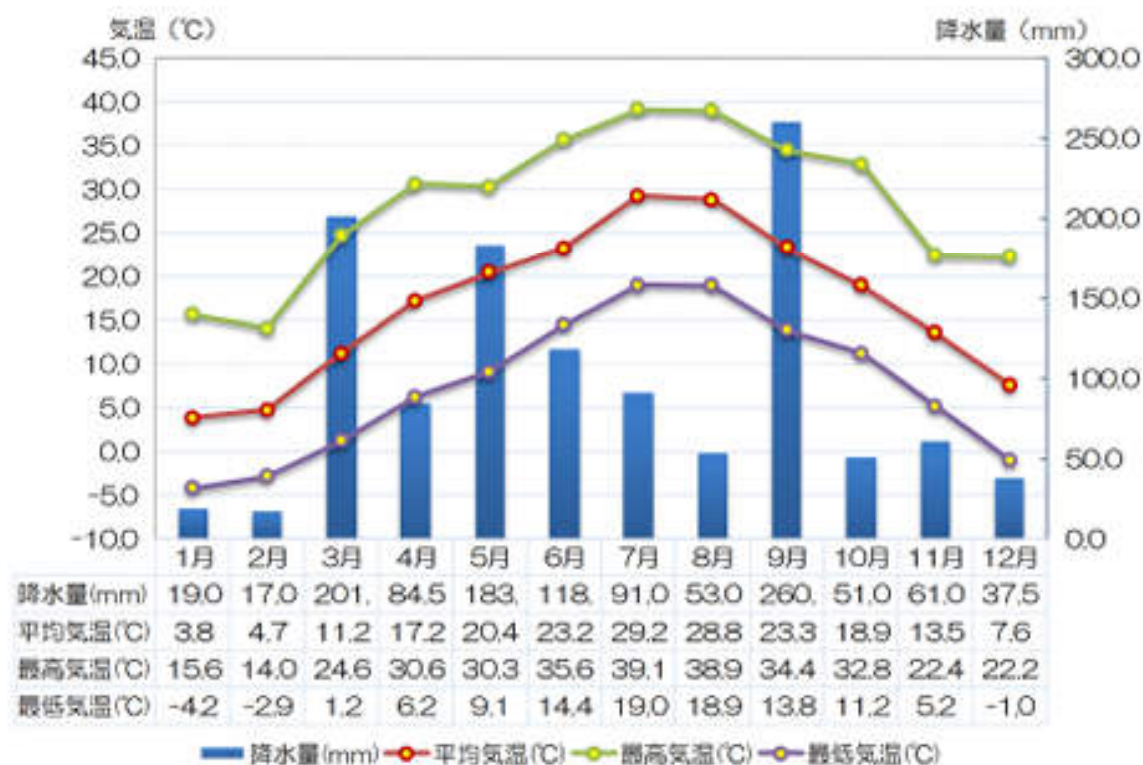


図 2-2 月別気象概況（平成30年）

第2節 社会的状況

1. 人口・世帯数の動態・分布

本市の過去10年間（平成21～30年度）の人口及び世帯数の推移を次に示します。本市の人口及び世帯数は増加傾向となっています。

表 2-3 人口の推移

区分 年度	人口 (人)	世帯数 (戸)
平成 21	132,299	54,721
平成 22	133,372	55,688
平成 23	133,318	56,285
平成 24	134,515	56,692
平成 25	135,856	57,874
平成 26	136,840	58,988
平成 27	137,940	60,209
平成 28	139,413	61,490
平成 29	140,702	62,893
平成 30	141,765	64,102

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

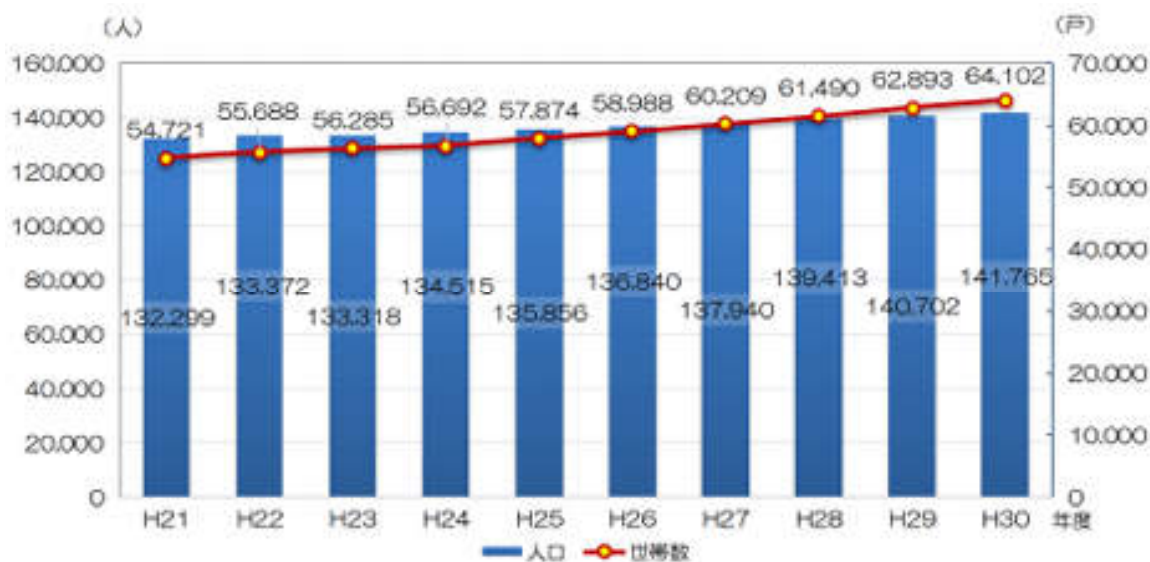


図 2-3 人口及び世帯数の推移

2. 社会の状況

1) 産業

本市の産業別就業人口を次に示します。本市における各年度の産業別就業人口の構成は、第1次産業の占める割合が最も低く、第3次産業の占める割合が高くなっています。平成17年度からの傾向は、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業の占める割合が若干増加傾向となっています。

表 2-4 産業別就業人口の状況

区分 年度	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		総数 (人)
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	
平成17	938	(1.4%)	21,429	(31.3%)	42,830	(62.5%)	3,285	(4.8%)	68,482
平成22	781	(1.2%)	17,719	(26.6%)	43,518	(65.2%)	4,653	(7.0%)	66,671
平成27	751	(1.1%)	17,211	(25.8%)	44,277	(66.3%)	4,601	(6.9%)	66,840

資料：国勢調査

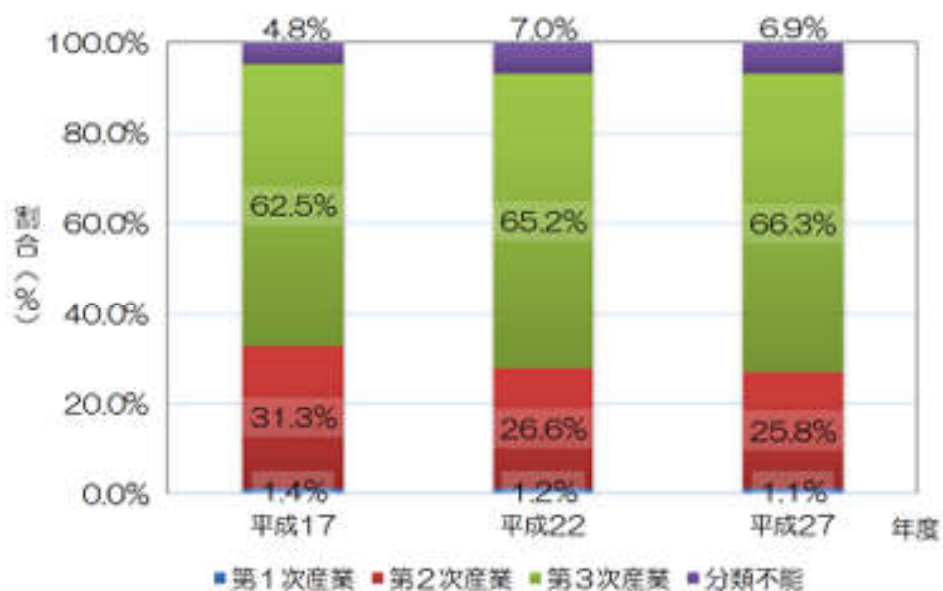


図 2-4 産業別就業人口の状況

2) 工業

本市の事業所数・従業者数・製造品出荷額等を次に示します。本市における過去5年の傾向は事業所数は減少傾向となっており、従業者数及び製造品出荷額は増減しながらもほぼ横ばいで推移しています。

表 2-5 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

年度	区分	事業所数 (件)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
平成 25		453	6,161	1,191
平成 26		439	6,286	1,227
平成 27		449	7,463	1,321
平成 28		401	6,154	1,168
平成 29		397	6,305	1,216

資料：工業統計センサス、埼玉県経済センサス活動調査



図 2-5 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

3) 商業

本市の商店数・従業者数・年間販売額を次に示します。本市における平成 16 年度からの傾向は商店数は増減しながらもほぼ横ばいで推移していますが、従業者数及び年間販売額のいずれも増加傾向となっています。

表 2-6 商店数・従業者数・年間販売額

年度	区分	商店数 (件)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)
平成 16		944	6,407	15,083
平成 19		951	7,371	17,075
平成 26		849	7,833	20,934

資料：商業統計調査、経済センサス



図 2-6 商店数・従業者数・年間販売額

4) 農業

本市の農家数・農業人口を次に示します。本市における各年度の農家数の構成は、第1種兼業農家の占める割合が最も低く、次いで専業農家及び自給的農家であり、第2種兼業農家の占める割合が最も高い値となっています。

平成17年度からの傾向は、専業農家が増加傾向となっていますが、第1種・第2種兼業農家及び自給的農家が減少しているため、全体として減少傾向となっています。農家人口も減少傾向となっています。

表 2-7 農家数・農家人口

区分 年度	農家総数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家 (戸)	兼業農家		自給的 農家 (戸)	農家人口 (人)
				第1種 (戸)	第2種 (戸)		
平成17	865	87	478	89	389	300	2,865
平成22	785	121	375	63	312	289	2,281
平成27	720	132	313	18	295	275	1,833

資料：農林業センサス



図 2-7 農家数

5) 経営耕地

本市の経営耕地面積を次に示します。

本市における平成 17 年度からの総面積は、全体として減少しています。田の占める割合は約 60%で最も多く、畑の占める割合は約 40%、樹園地の占める割合は 1%以下となっています。

表 2-8 経営耕地面積

単位：ha

年度	経営耕地面積						
	田		畑		樹園地		総面積
平成 17	295	(62.5%)	175	(37.1%)	2	(0.4%)	472
平成 22	249	(57.1%)	183	(42.0%)	4	(0.9%)	436
平成 27	237	(58.1%)	168	(41.2%)	3	(0.7%)	408

資料：農林業センサス

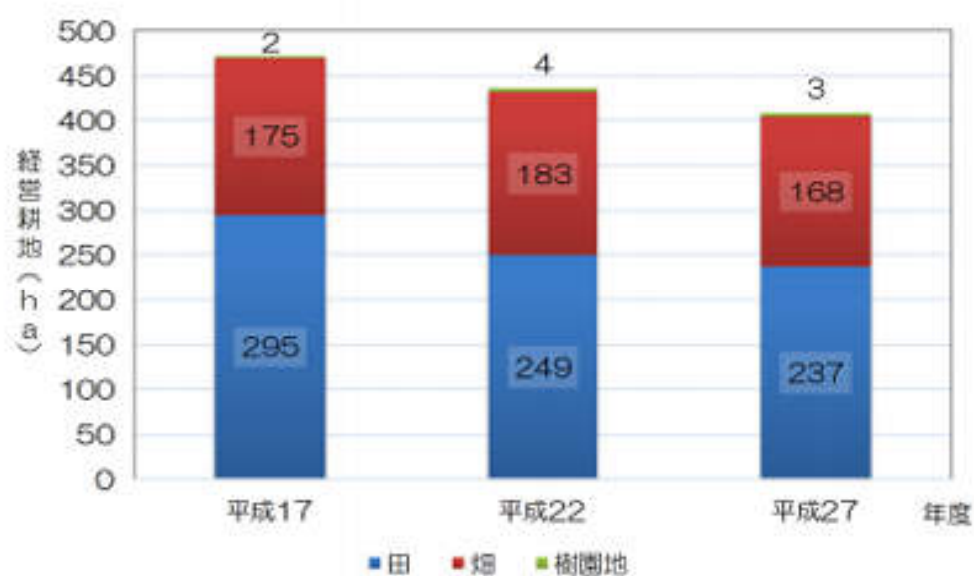


図 2-8 経営耕地面積

6) 土地利用状況

本市の過去 5 年間の地目別土地利用面積を次に示します。本市における平成 26 年度からの総面積は、全体として減少しています。そのうち、その他及び宅地の占める割合は最も多く、次は雑種地、田及び畑の占める割合はそれぞれ 10%以下、山林及び原野の占める割合は 1%以下となっています。

表 2-9 地目別土地利用面積（平成 30 年度現在）

単位：ha

区分 年度	総面積							
	田	畑	宅地	池沼	山林	雑種地	その他	
平成 26	3,041.0	232.7	222.3	1,025.4	1.8	0.6	283.6	1,274.6
平成 27	3,041.0	210.5	212.9	1,037.6	1.8	0.6	292.8	1,284.8
平成 28	3,022.0	206.7	209.6	1,058.6	1.8	0.6	288.6	1,256.1
平成 29	3,022.0	202.2	205.5	1,071.5	1.8	0.6	283.9	1,256.5
平成 30	3,022.0	198.5	202.9	1,081.8	1.8	0.6	279.6	1,256.8
構成比	100.0%	6.6%	6.7%	35.8%	0.1%	0.0%	9.3%	41.6%

資料：みさと統計書（平成 30 年版）

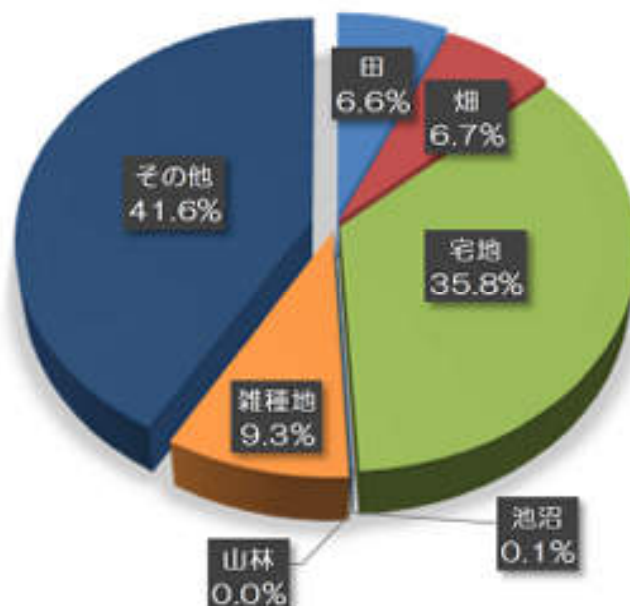


図 2-9 地目別土地利用面積（平成 30 年度）

7) 交通

本市における交通の概要を図 2-10 に示します。

本市を含む周辺地域の交通軸は、首都高速6号三郷線、常磐自動車道、国道298号線、東京外環自動車道が通り、高速道路網を中心とした広域道路アクセスに恵まれています。東京都心からの距離は約20kmで、鉄道は、市の北部にJR武蔵野線、中心部につくばエクスプレスが通っており、良好な交通環境を備えた首都近郊都市として発展し続けています。



図 2-10 交通の概要

第3節 行政の動向

1. 国・県の廃棄物基本計画

国及び県の減量化目標等を表 2-10 に示します。

国は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月）では、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。

県は、平成 28 年 3 月に見直された「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

表 2-10 国、県の減量化目標

1. 国の目標：廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 28 年 1 月改正）	
目標年次	平成 32 年度（2020 年度）
①ごみ総排出量※ ¹	約 12%削減（平成 24 年度比）
②1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量※ ²	500 g / 人・日
③再生利用率	約 27%
④最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）

2. 国の目標：第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）	
目標年次	平成 37 年度（2025 年度）
①1 人 1 日当たりごみ総排出量※ ¹	850 g / 人・日
②1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量※ ²	440 g / 人・日

3. 県の目標：第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）	
目標年次	平成 32 年度（2020 年度）
①1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量※ ²	約 7%削減（平成 25 年度比）
②事業系ごみ排出量※ ³	約 10%削減（平成 25 年度比）
③1 人 1 日当たりの最終処分量	約 10%削減（平成 25 年度比）

※1 収集量、直接搬入量、集団資源回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物量です。

※2 集団資源回収量、家庭系資源物量等を除きます。

※3 事業系資源物量を含みます。

2. 廃棄物処理に係る法令等

廃棄物の処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法等が挙げられます。関係するそれぞれの法律を図 2-1 1 に示します。

それぞれの法律は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の枠組みのもとで、一般的な枠組みを廃棄物処理法と資源有効利用促進法で定めています。これらに加えて、個別物品分野ごとに法律が整備されています。



図 2-1 1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律の関係図

3. 他の関連計画

1) 総合計画

本市では平成 28 年 3 月に「第 4 次三郷市総合計画後期基本計画」を公表しています。この中のごみ処理に関する事項について、その概要を表 2-11 に示します。

表 2-11 第 4 次三郷市総合計画後期基本計画（平成 28 年 3 月）

区分	概要
計画期間	基本構想：平成 22 年度～平成 32 年度 ・前期基本計画：平成 22 年度～平成 27 年度 ・後期基本計画：平成 28 年度～平成 32 年度
将来都市像	「きらりとひかる田園都市みさと」～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～
まちづくりの理念	・自立都市みさと ・活力都市みさと ・交流都市みさと
基本目標	将来都市像実現のための 6 つのまちづくり方針 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり 2 <u>水と緑を大切にした環境にやさしいまちづくり</u> 3 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり 4 魅力的で活力のあるまちづくり 5 人が育ち活躍できるまちづくり 6 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
ごみ処理に関する 取り組み	2-4 ごみの減量と廃棄物の適正処理 1 ごみの減量と分別の意識啓発 ①市民や事業者の意識啓発 ごみの減量化・再資源化を促すために分別収集を徹底する ②町会・自治会・各種団体との連携 集団資源回収・生ごみ処理容器等の普及を図り、減量化を促進する ③不燃物処理場の整備 再資源化の更なる向上のため「不燃物処理場」の整備を図る 2 ごみの適正処理の推進 ①一般廃棄物の適正な処理 市民・事業者の不正排出、不法投棄に関する意識啓発、監視・指導活動により、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行う ②産業廃棄物の適正な処理 監視・指導活動を県と共同で行い、適正処理と不法投棄防止に努める ③広域的なごみ処理の推進 東埼玉資源環境組合と連携を密にし、構成市町のごみ処理計画を推進する

2) 環境基本計画

本市では平成 25 年 3 月に「三郷市環境基本計画後期計画」を公表しています。この中のごみ処理に関する事項について、その概要を表 2-12 に示します。

表 2-12 三郷市環境基本計画後期計画（平成 25 年 3 月）

区分	概要												
計画期間	基本構想：平成 18 年度～平成 32 年度 ・前期基本計画：平成 18 年度～平成 27 年度 ・後期基本計画：平成 25 年度～平成 32 年度												
環境像	「豊かな水と緑とともに環境について考え、創造に取り組むまち」												
環境目標	1【自然環境】豊かな自然の保全・想像をめざして 2【生活環境】健康で暮らしやすいまちの実現をめざして 3【快適環境】快適で住み心地の良いまちの実現をめざして 4【地球環境】地球と人にやさしいまちの実現をめざして												
ごみ処理に関する 取り組み	3【快適環境】きれいで清潔なまちにしよう 3-1 ごみのポイ捨て、不法投棄の防止 ・空き缶等の投げ捨て防止を促す啓発活動を促進する ・市民と市が一体になって地域美化に向けた活動を推進する ・ペットの散歩時のフンの持ち帰り運動を推進する ・市民組織による環境パトロールの実施を検討する 4【地球環境】資源循環型のライフスタイルを実践しよう 4-1 ごみの発生抑制と資源化・リサイクルの推進 ・ごみの減量化・再資源化を促すため分別収集を徹底する ・集団資源回収・生ごみ処理容器等の普及を図り、減量化を促進する ・再資源化の向上のため「リサイクルセンター」の新設を目指す ・広報によるごみ減量の呼びかけや不用品情報の提供、集団資源回収、コンポスト容器の普及等、リサイクル社会形成に貢献する施策を推進する ・本市はグリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない物品を優先に購入する ・再生品活用等環境負荷の少ないまちづくりを目指す ・ごみ収集の有料化を検討する ・環境にやさしい消費行動の実践を推進する ・資源回収、資源化対象物の拡大等により、リサイクルに努める ・みどりのリサイクルシステムの構築に努める ・樹木のリサイクル制度の周知や支援を拡充する ・公園等の剪定枝・落葉等のチップ、堆肥のリサイクルの仕組みづくりを検討する 4-2 廃棄物の適正な処理の推進 ・不適正排出や不法投棄防止に関する意識啓発、監視・指導活動により適正な一般廃棄物処理を行う ・産業廃棄物排出業者等に対する監視・指導を県と共同で行い、適正処理、不法投棄防止に努める ・東埼玉資源環境組合と連携し、構成市町のごみ処理計画の目標達成を推進する <table><tr><th>成果指数</th><th>現状値（H23 年）</th><th>目標値（H25 年）</th></tr><tr><td>家庭系ごみ排出量</td><td>32,806 t</td><td>31,000 t</td></tr><tr><td>事業ごみ排出量</td><td>10,006 t</td><td>10,916 t</td></tr><tr><td>集団資源回収量</td><td>3,896 t</td><td>5,386 t</td></tr></table> ・最終処分場の適正管理、処理施設の安定稼働のため、集団資源回収・生ごみ処理容器等の普及を図り、減量化を促進する ・ごみ集積所の整備を推進する ・効率的な収集体制について検討する ・事業系一般廃棄物について、資源化を図り、許可業者の指導を通じ、適正に処理する ・石綿（アスベスト）廃棄物の排出業者、処理業者へ適正処理を指導する	成果指数	現状値（H23 年）	目標値（H25 年）	家庭系ごみ排出量	32,806 t	31,000 t	事業ごみ排出量	10,006 t	10,916 t	集団資源回収量	3,896 t	5,386 t
成果指数	現状値（H23 年）	目標値（H25 年）											
家庭系ごみ排出量	32,806 t	31,000 t											
事業ごみ排出量	10,006 t	10,916 t											
集団資源回収量	3,896 t	5,386 t											

3) 循環型社会形成推進地域計画（広域化処理計画）

本市は 5 市 1 町（本市、越谷市、草加市、八潮市、吉川市、松伏町）で構成される東埼玉資源環境組合の一員です。施設整備に際しては、循環社会形成推進交付金の交付条件を踏まえ東埼玉資源環境組合及び 5 市 1 町で循環型社会形成推進地域計画を策定し、協力して施設整備費用の財源確保を図っています。

また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、東埼玉資源環境組合地域では共同であるいは個々の市町で様々な取り組みを推進しています。

東埼玉資源環境組合地域では今後も都市整備が進められ、人口は緩やかに増加する見込みであることから、今後も排出の抑制を推進し、生活系ごみの更なる削減を進めます。

生活スタイルの変化による外食産業の増加や、都市開発、産業団地への事業者の誘致等が見込まれ、今後も事業系ごみの発生量が増加することが予想されています。そのため、より一層の分別収集など再生利用を促すほか、排出抑制に向け事業者を対象とした対策を行うなど、発生量の削減にむけた取り組みを推進します。

再利用できないごみについては可能な限りリサイクルを実施した後、資源化できない可燃物を焼却処理し、その際、発生する熱エネルギーでの発電や温水利用などを積極的に行うなど、廃棄物循環型社会に適合した廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図っていきます。

第3章 ごみ処理の現状分析と評価

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の体制

本市のごみ処理体系（現状）を図 3-1 に示します。

本市では、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ、集団資源回収の主な区分に分別排出し、収集・運搬、処理・処分しています。

本市全域で収集されたもえるごみの処理について、東埼玉資源環境組合の「第一工場ごみ処理施設」及び「第二工場ごみ処理施設」にて焼却処分を行っています。焼却処理の際に発生する余熱は発電等に利用しています。また、刈り草・せん定枝については、東埼玉資源環境組合の「第一工場」（堆肥化施設）での堆肥化を行っています。最終残渣の処分を「一般廃棄物最終処分場（エコパーク吉川「みどり」）」で埋立処分を行っています。

もえないごみの処理については、「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で破碎、選別、保管、資源化等を行っています。選別処理後に発生する可燃残渣は東埼玉資源環境組合の焼却施設でもえるごみと同様に焼却処理し、最終不燃物残渣の処分を「三郷市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分を行っています。

粗大ごみ及び有害ごみの処理については、もえないごみと同様に、「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で破碎、選別処理を行っています。

資源物の処理について、一部（資源びん・かん）は、もえないごみと同様に「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で選別・資源化を行っています。一部（ペットボトル、資源古紙・布類）は、収集運搬後に直接資源回収業者に引き渡し、資源化しています。

集団資源回収（資源古紙・布類）は、「三郷資源リサイクル協同組合」で選別した後に、資源化を行っています。

最終処分は、「三郷市一般廃棄物最終処分場」及び「東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場（エコパーク吉川「みどり」）」にて処理残渣を埋立処分しています。

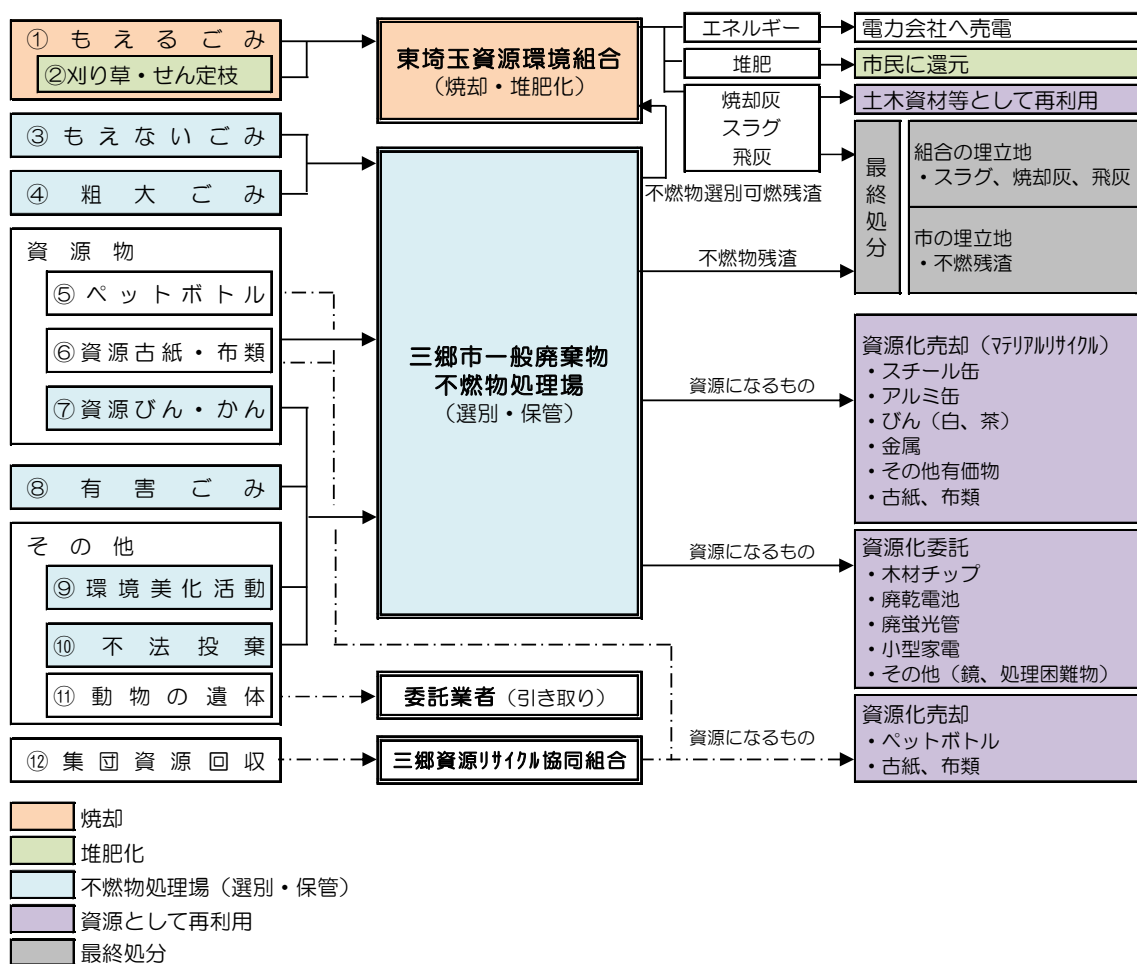


図 3-1 ごみ処理体系（現状）

2. 収集運搬の体制

本市のごみの収集・運搬体制を次に示します。

1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集については、収集運搬事業者に委託して行っています。「もえるごみ」「もえないごみ」「粗大ごみ」「ペットボトル」「資源古紙・布類」「資源びん・かん」「有害ごみ」「集団資源回収」の8区分に分別し収集しています。

このうち「粗大ごみ」については、自己搬入又は電話申し込みによる戸別収集を行っており、その他の品目についてはステーション方式で収集を行っています。

特に、本市では、市役所、健康福祉会館等の回収拠点に「使用済インクカートリッジ回収ボックス」及び「小型家電回収ボックス」、「廃乾電池回収ボックス」等を設置し、資源物回収や適正な分別・処理の徹底を図っています。

また、「資源古紙・布類」については、集団資源回収も実施しています。地域の集団資源回収登録団体が実施する回収日に、指定されたごみ集積所に排出し、指定業者が回収後、資源化処理業者に引き渡し資源化しています。

2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、市の許可業者と事業所の直接契約による収集運搬が有料で行われています。

表 3-1 ごみ収集運搬体制（平成 30 年度現在）

分別区分	内容		排出方法	収集頻度	料金	収集運搬	処理・処分													
家 庭 系 ご み																				
もえるごみ	生ごみ、プラスチック製品、皮革・ゴム製品、食用品油等、リサイクルできない布、刈り草・せん定枝等		・透明・半透明袋に入れごみ集積所へ	週 2 回	無料 (市指定袋無し)	市 (委託)	焼却：組合 堆肥：組合 最終処分：委託													
	インクカートリッジ		・使用済インクカートリッジ回収ボックスへ	随時																
もえないごみ	金属製品、小型電化製品、ガラス・陶器製品、刃物等		・透明・半透明袋に入れごみ集積所へ	・月 2 回 (収集所) ・随時 (拠点回収) ・集団回収日					選別・保管：委託 選別・保管：市 資源化：委託											
	小型家電		・小型家電回収ボックスへ																	
有害ごみ	廃乾電池		・透明・半透明袋に入れごみ集積所へ																	
			・廃乾電池回収ボックスへ																	
	体温計（水銀）、廃蛍光管・廃蛍光灯等		・透明・半透明袋に入れごみ集積所へ ・廃蛍光管・廃蛍光灯は、購入時の箱やケースに入れ、集積所へ																	
			ライター、その他水銀含有製品等											・透明・半透明袋に入れごみ集積所へ						
資源古紙・布類	古紙	新聞、雑誌、段ボール、ざつがみ、本、紙パック	・結束しごみ集積所へ																	
			・雑紙は紙袋に入れてしぼりごみ集積所へ																	
	布類	衣類、タオル、ハンカチ、毛布等	・透明袋に入れごみ集積所へ															・集団資源回収へ		
資源びん・かん	空きびん、空きかん、カセットボンベ・スプレー缶等		・透明・半透明袋に入れごみ集積所へ ・スプレー缶は中身を空にし、ごみ集積所へ															随時	有料	自己搬入 市 (委託)
ペットボトル	ペットボトル、キャップ		・ごみ集積所に設置される専用のネット袋へ																	
粗大ごみ	最長辺 60cm 超、2m 未満 (竿もの除く) かつ 50kg 以内		・直接、三郷市一般廃棄物不燃物処理場へ	随時																
			・戸別収集へ	週 1 回																
事 業 系 ご み																				
もえるごみ	家庭系ごみと同様		・許可収集へ	契約内容による	有料	許可収集	家庭系ごみと同様													
もえないごみ																				

3. ごみ処理・処分

1) 一般廃棄物処理施設

本市では、もえるごみの処理について、東埼玉資源環境組合の施設で焼却・埋立処分を行っています。

もえないごみ、粗大ごみ及び有害ごみの処理については、「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で選別・資源化等を行い、最終残渣の処分を「三郷市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分を行っています。

表 3-2 一般廃棄物処理施設の一覧

主 体	施設名	所在地	処理能力 /埋立容積
本市	三郷市一般廃棄物不燃物処理場	三郷市幸房 1314	15 t /6h
	三郷市一般廃棄物最終処分場	三郷市中央 5-15-1	38,000 m ³
東埼玉資源環境組合	東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）	越谷市増林 3-2-1	800 t /日
	東埼玉資源環境組合第二工場（ごみ処理施設）	草加市柿木町 107-1	297 t /日
	東埼玉資源環境組合第二工場（汚泥再生処理センター）	八潮市大字八條 681-1	235 kL/日
	東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場 （エコパーク吉川「みどり」）	吉川市大字高久 666-1	170,000 m ³

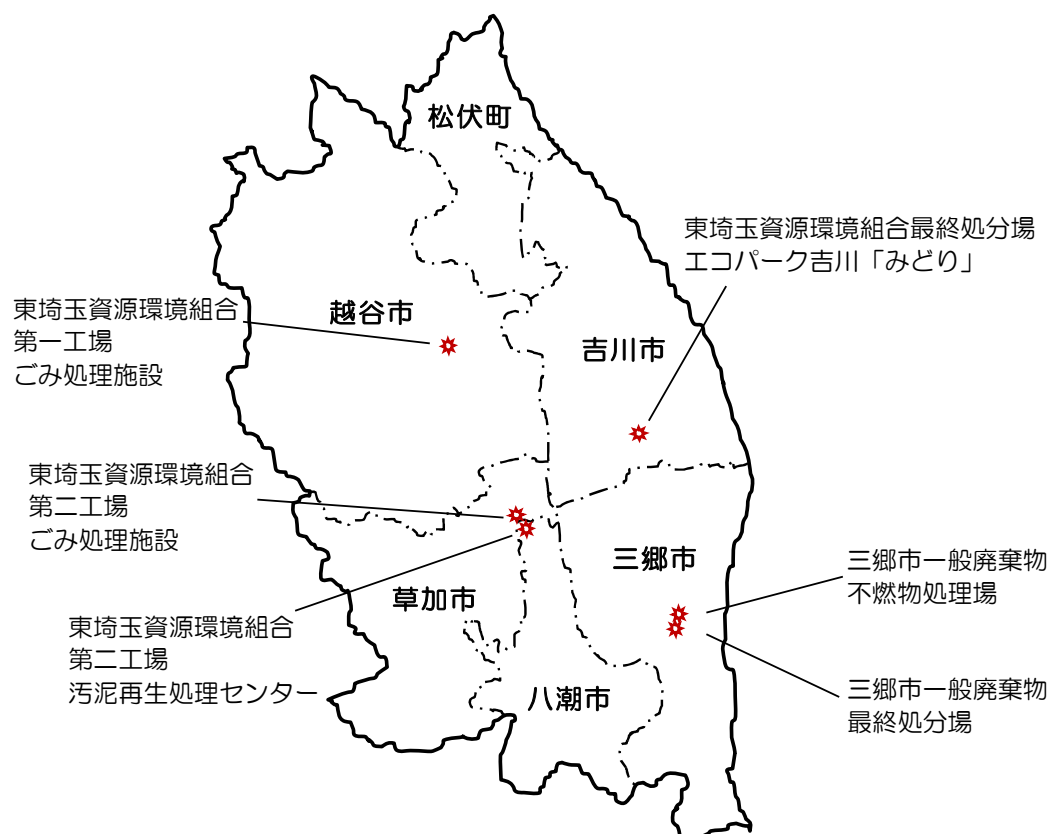


図 3-2 一般廃棄物処理施設の位置図（現状）

2) 三郷市一般廃棄物不燃物処理場（不燃物処理施設）

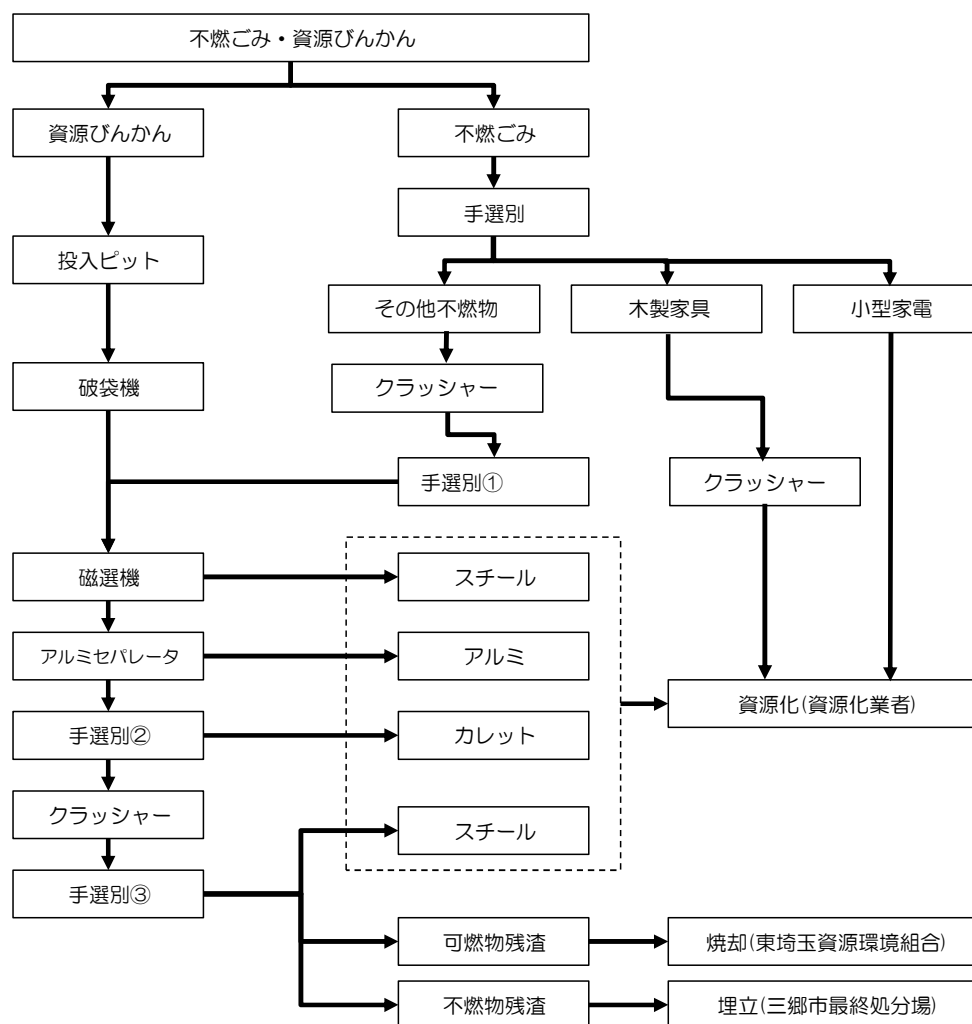
三郷市一般廃棄物不燃物処理場の概要を次に示します。

① 施設の概要

項 目	内 容
施 設 名	三郷市一般廃棄物不燃物処理場
敷 地 面 積	2,892 m ²
竣 工	昭和 60 年 4 月 1 日
処 理 能 力	15 t / 6h
選 別 種 類	びん・かん・もえないごみ・有害ごみ・粗大ごみ（スチール、アルミ、カレット、金属、小型家電、選別可燃物他に資源化）



② もえないごみ等処理フローシート



3) 三郷市一般廃棄物最終処分場（埋立処分施設）

三郷市一般廃棄物最終処分場の概要を次に示します。

① 施設の概要

項 目	内 容
施 設 名	三郷市一般廃棄物最終処分場
面 積	総面積 12,114 m ² 埋立面積 8,994 m ² 埋立容積 38,000 m ³
埋 立 方 法	埋立形式 管理型処分場 埋立方式 サンドイッチ工法
竣 工	平成4年3月13日
浸出水処理能力	設計水量 最大 60m ³ /日；平均 30m ³ /日
浸出水処理方法	回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭素吸着＋滅菌

■水質の条件

項 目	原 水	処理水
PH	—	5.8～8.6
BOD（ミリグラム／リットル）	250	10以下
COD（ミリグラム／リットル）	100	20以下
SS（ミリグラム／リットル）	300	10以下

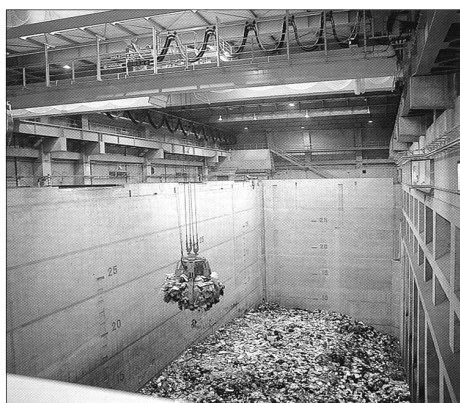


4) 東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）

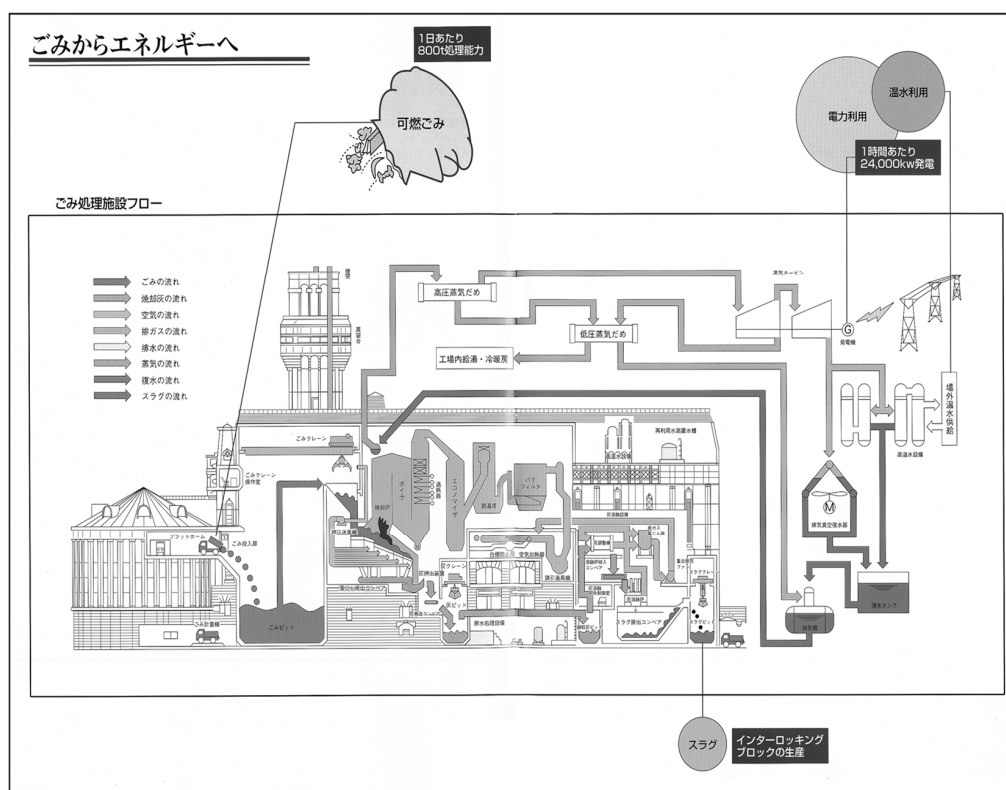
東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）の概要を次に示します。

① 施設の概要

項 目	内 容
施 設 名	東埼玉資源環境組合第一工場 ごみ処理施設
敷 地 面 積	45,875.44 m ² （堆肥化施設を含む）
竣 工	平成 7 年 9 月 30 日
処 理 能 力	800 t / 日（200 t / 日、焼却炉×4 炉）
発 電 能 力	24,000 kW（12,000 kW×2 基）



② もえるごみ等処理フローシート



5) 東埼玉資源環境組合第二工場（ごみ処理施設）

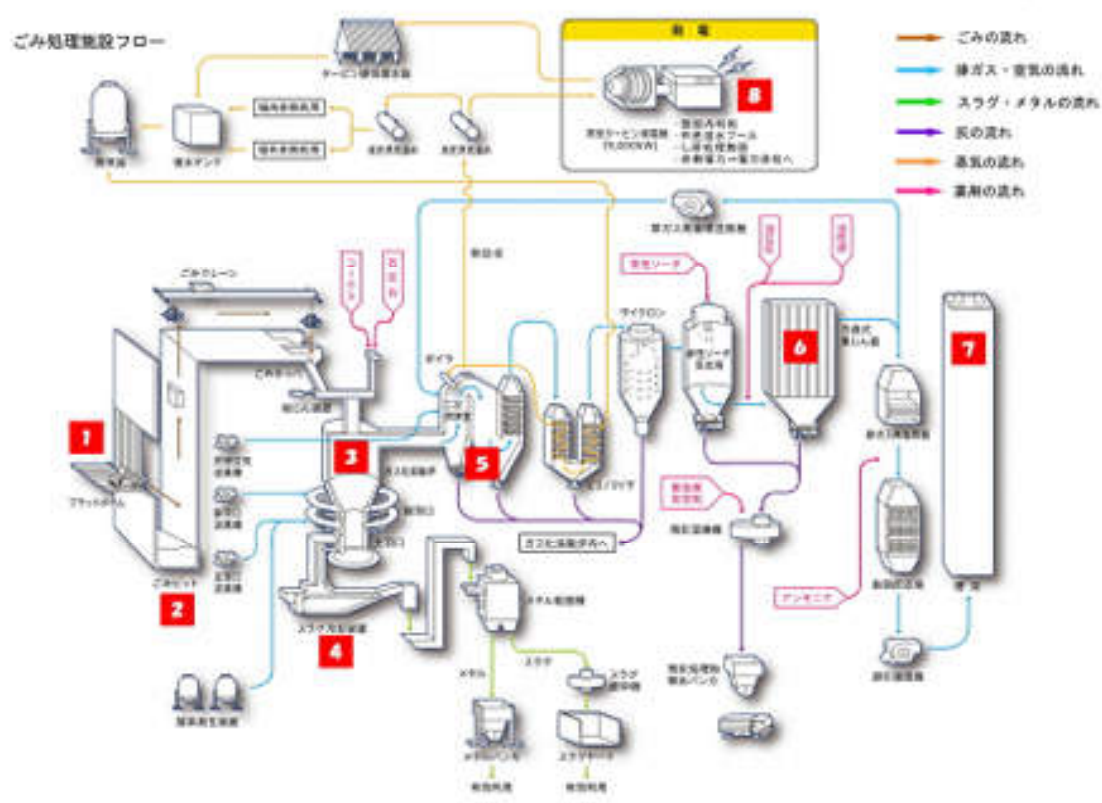
東埼玉資源環境組合第二工場（ごみ処理施設）の概要を次に示します。

① 施設の概要

項 目	内 容
施 設 名	東埼玉資源環境組合第二工場 ごみ処理施設
敷 地 面 積	33,925 m ²
竣 工	平成 28 年 3 月 15 日
処 理 能 力	297 t/日（148.5 t/日、焼却炉×2 炉）
発 電 能 力	9,400 kW



② もえるごみ等処理フローシート



6) 東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場（エコパーク吉川「みどり」）

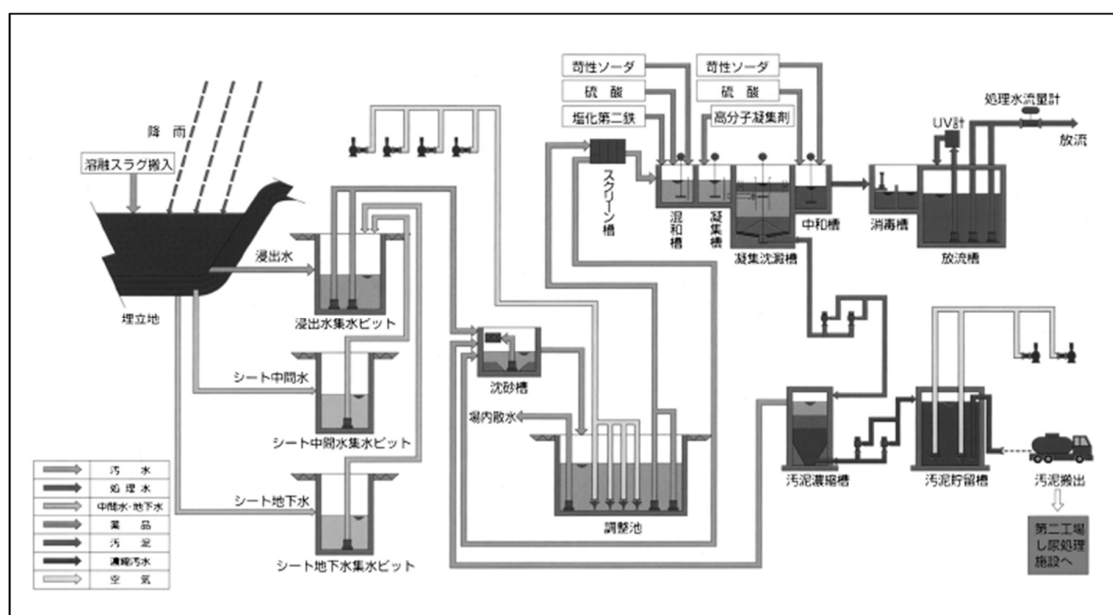
東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の概要を次に示します。

① 施設の概要

項 目	内 容
施 設 名	東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場
愛 称	エコパーク吉川「みどり」
面 積	敷地面積 48,864.69m ² ；建設面積 1,199.50m ²
埋 立 処 分 地	埋立地面積 31,000m ³ ；埋立地深さ 平均 5.5m ² 埋立容量 170,000m ³ ；埋立対象物 溶融スラグ
竣 工	平成 14 年 3 月 31 日
浸出水処理設備	処理能力 120m ³ /日；浸出水調整池 4,600m ³ 処理方法 凝集沈殿方式



② 浸出液処理設備



第2節 ごみ排出量の実績

1. 総排出量と人口の比較

平成 21～30 年度の総排出量を次に示します。

計画収集区域人口は、平成 21～30 年度の 10 年間で 7.2%増加しているのに対して、廃棄物の総排出量は、ほぼ横ばい傾向にあり約 48,000～49,000 t /年で推移しています。

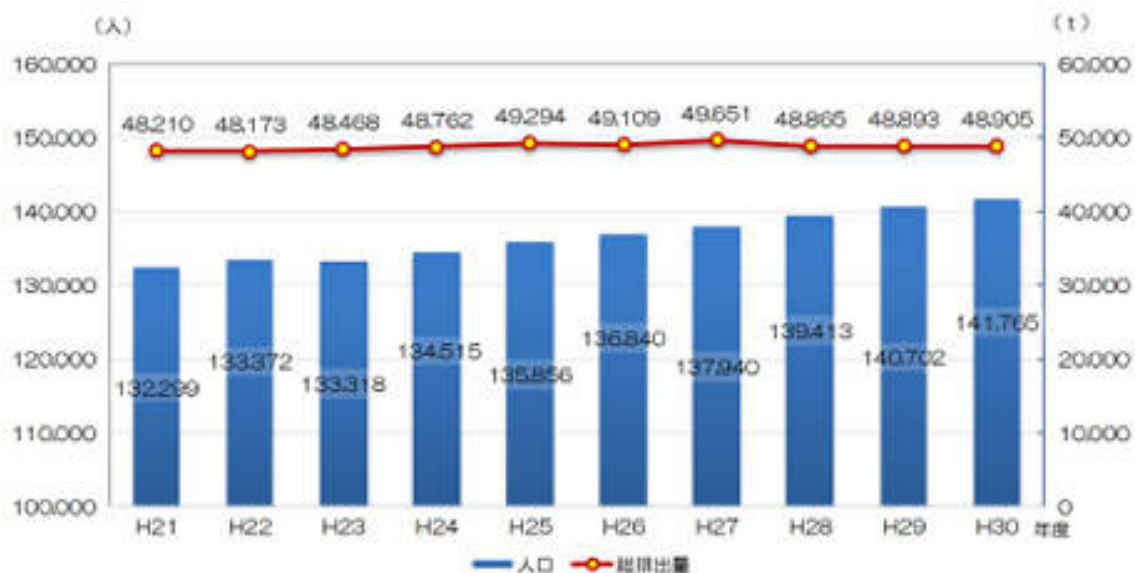


図 3-3 総排出量と人口の関係

2. 種類別の排出量

平成 21～30 年度の家庭系ごみ、事業系ごみ、資源物及び集団資源回収の排出量を次に示します。

家庭系ごみは、ほぼ横ばい傾向にあり約 30,000～31,000 t /年で推移しています。

事業系ごみは、増加傾向にあり、平成 21 年度（9,563 t /年）と 30 年度（12,382 t /年）を比較すると、約 29%増加しています。

資源物は、平成 25 年度まで増加傾向にありましたが、それ以降は、ほぼ横ばい傾向となり約 3,500～3,600 t /年で推移しています。

集団資源回収は、減少傾向にあり、平成 21 年度（4,231 t /年）と 30 年度（2,640 t /年）を比較すると、約 38%減少しています。

表 3-3 種類別ごみ排出量の推移

単位：t/年

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ	31,151	30,968	31,279	31,066	30,819	30,595	30,872	30,345	30,228	30,251
事業系ごみ	9,563	9,738	9,965	10,473	11,165	11,512	11,881	11,884	12,221	12,382
資源物	3,264	3,421	3,328	3,429	3,640	3,511	3,570	3,550	3,521	3,631
集団資源回収	4,231	4,046	3,896	3,794	3,669	3,491	3,327	3,087	2,922	2,640
計	48,210	48,173	48,468	48,762	49,294	49,109	49,651	48,865	48,893	48,905

※端数調整により合計が合わない場合があります。

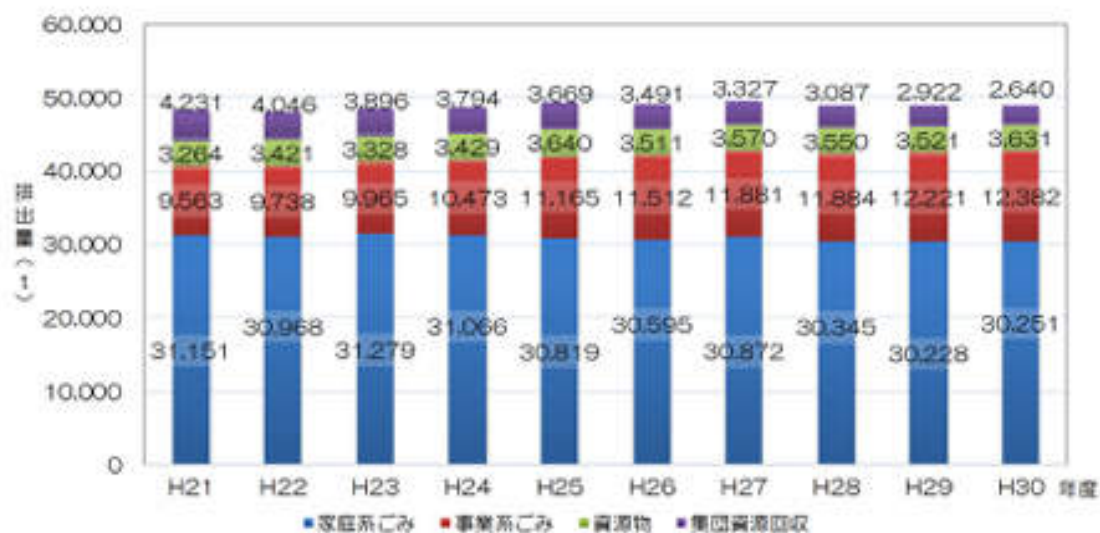


図 3-4 種類別ごみ排出量の推移

3. 1人1日当たりの排出量

ごみの排出量は人口に大きく影響されることから、1人1日当たりの量を用いて、単位量当たりの推移を把握します。

$$1人1日当たりの排出量（原単位）＝ \frac{\text{総排出量（家庭系＋事業系＋資源＋集団資源回収）}}{\text{年間日数（365日）} \times \text{人口}}$$

平成30年度の1人1日当たりの排出量（原単位）は、945グラムです。

平成21～30年度までは増減しながら、減少傾向にあります。

表 3-4 1人1日当たりの排出量

単位：g/人・日

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ	645	636	641	633	622	613	612	596	589	585
事業系ごみ	198	200	204	213	225	231	235	234	238	239
資源物	68	70	68	70	73	70	71	70	69	70
集団資源回収	88	83	80	77	74	70	66	61	57	51
計	998	990	993	993	994	983	984	960	952	945

※端数調整により合計が合わない場合があります。

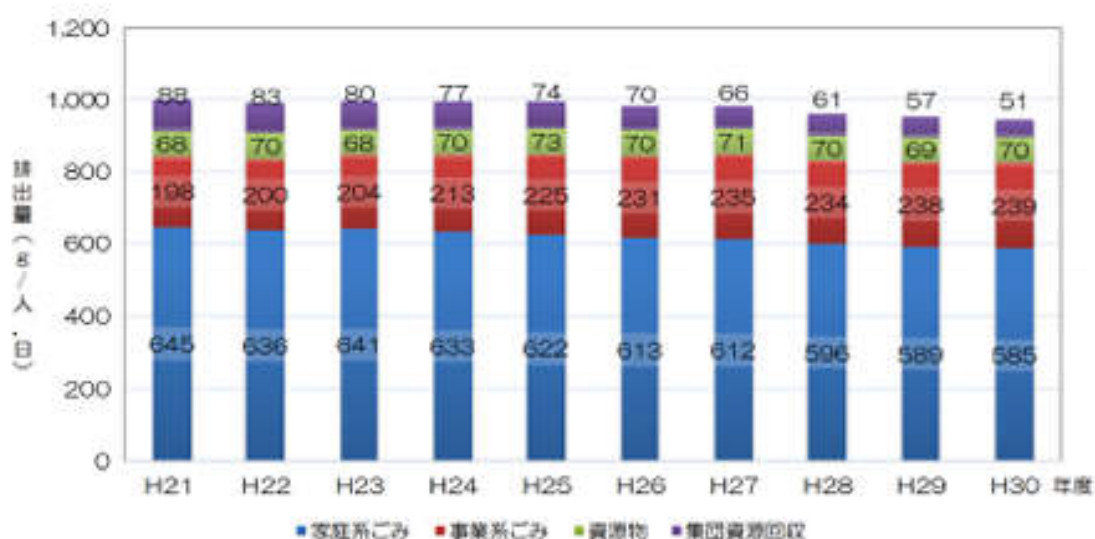


図 3-5 1人1日当たりの排出量推移

4. 分別区分ごとの排出量

平成 21 年度と平成 30 年度を比較すると、「もえるごみ」は 6.2%の増加、「資源物」は 11.2%の増加、「もえないごみ」はほぼ横ばいで推移しています。また、「粗大ごみ」は 12.3%の減少、「その他」は 29.2%の減少になっています。特に、「集団資源回収」は 37.6%の減少になっています。

表 3-5 分別区分ごとの排出量推移

単位：t/年

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
もえるごみ	37,679	37,749	38,309	38,724	39,110	39,296	39,864	39,442	39,801	39,999
もえないごみ	1,141	1,158	1,176	1,124	1,196	1,154	1,195	1,102	1,054	1,121
粗大ごみ	864	853	815	758	741	721	684	705	747	758
資源物	3,264	3,421	3,328	3,429	3,640	3,511	3,570	3,550	3,521	3,631
有害ごみ	42	34	39	38	41	37	40	46	49	55
集団資源回収	4,231	4,046	3,896	3,794	3,669	3,491	3,327	3,087	2,922	2,640
その他	989	912	905	896	896	899	970	934	798	700
計	48,210	48,173	48,468	48,762	49,294	49,109	49,651	48,865	48,893	48,905

※端数調整により合計が合わない場合があります。

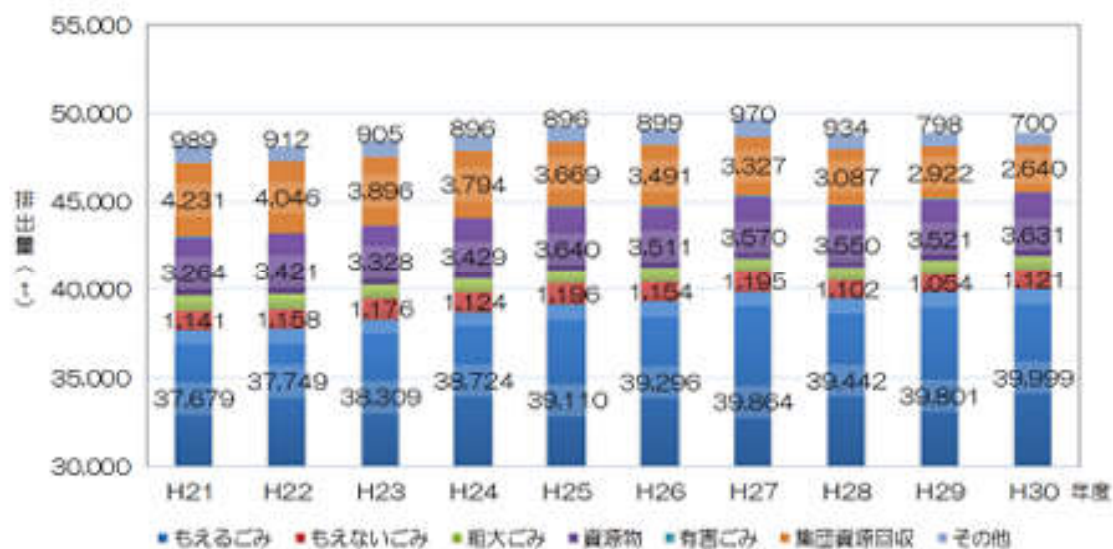


図 3-6 分別区分ごとの排出量推移

5. ごみの組成分析

1) もえるごみ

もえるごみの種類組成は、東埼玉資源環境組合において、5市1町から集まったごみから直接採取した廃棄物を調査しています。

平成26～30年度の過去5年間のごみ組成及び成分の分析結果を次に示します。

紙の割合が最も高く約40.2%、次にプラスチック・皮革類が約27%、厨芥類が約12%を占めています。過去5年間の傾向は、紙類の割合が高くなっており、プラスチック・皮革類の割合が低くなっています。他のごみ種類組成の割合は増減しながら10%以下となっています。

ごみの三成分は、水分が46.7%～47.9%、可燃分が約44.0%～46.6%、灰分（生ごみの灰分）が5.5%～9.3%となっています。

表 3-6 もえるごみの種類組成及び成分

区分		年度	H26	H27	H28	H29	H30	5ヶ年平均
ごみの種類組成	紙類		39.8	38.7	39.5	39.2	44.1	40.2
	布類		8.2	8.8	6.6	7.0	8.4	7.8
	プラスチック・皮革類		25.5	28.7	27.8	26.4	26.6	27.0
	厨芥類		11.0	10.2	13.2	14.7	10.7	12.0
	草木類		6.4	6.9	5.4	6.0	6.8	6.3
	不燃物類		6.3	3.4	2.7	2.6	1.4	3.3
	その他		2.8	3.3	4.8	4.1	2.0	3.4
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三成分	水分		46.7	46.8	47.0	47.8	47.9	47.2
	可燃分		44.0	46.0	46.1	45.2	46.6	45.6
	灰分		9.3	7.2	6.9	7.0	5.5	7.2
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※東埼玉資源環境組合全体（5市1町）の家庭系・事業系混合ごみ（乾燥重量）の組成です。

※不燃物類は、ガラス類、陶器石類、石類等を含みます。

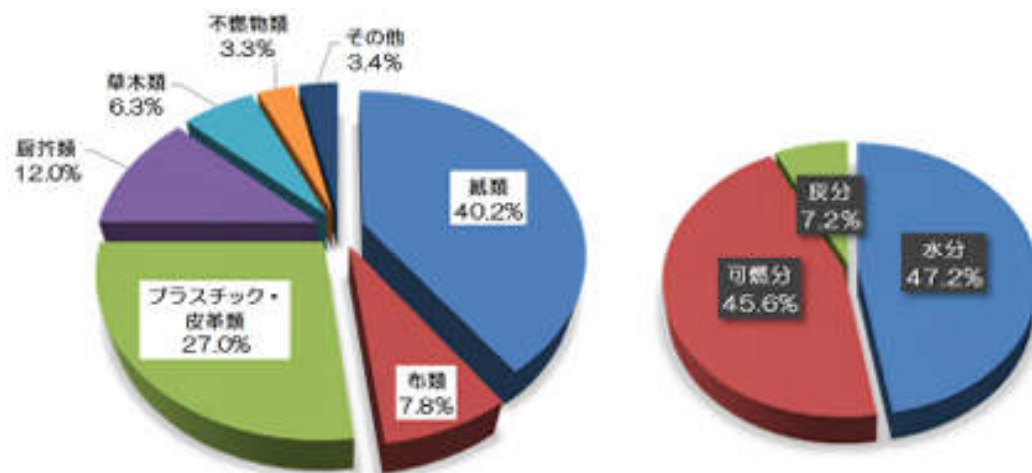


図 3-7 もえるごみの種類組成及び成分

2) もえないごみ

もえないごみの種類組成を次に示します。

陶器石類が最も多く、次いでガラス類、金属類（鉄）の順となっています。

表 3-7 もえないごみの種類組成及び成分

区分		年度	単位	ごみ組成（H30）	
				もえないごみ・有害物	あきカン・あきビン
単位容積重量			kg/m ³	285	103
ごみの種類組成	紙類		%	0.1	0.0
	繊維類		%	0.2	0.0
	プラスチック類		%	8.6	1.9
	ゴム・皮革類		%	0.7	0.0
	木・竹・わら類		%	0.6	0.0
	厨芥類		%	0.0	0.0
	金属類（鉄）		%	15.0	14.2
	金属類（アルミ）		%	0.9	17.7
	金属類（鉄、アルミ以外）		%	4.7	0.0
	ガラス類		%	18.7	65.2
	陶器石類		%	49.4	0.0
	その他		%	0.1	0.0
	水分		%	0.9	1.0
試料中のもえないごみ量の割合			%	88.7	97.2

※端数調整により合計が合わない場合があります。

6. 資源化量・リサイクル率の推移（中間処理後）

本市の平成 30 年度の資源化量は 8,127 t、リサイクル率は 16.6%です。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{処理後再生利用量} + \text{集団資源回収量}}{\text{ごみ排出量} + \text{集団資源回収量}}$$

表 3-8 資源化量及びリサイクル率の推移

単位：t/年

区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
直接資源化量		1,429	1,513	1,606	1,758	1,928	1,846	1,872	1,864	1,877	2,011
処理後再生利用量		2,006	1,898	1,740	3,268	2,702	2,386	2,478	2,356	2,296	3,476
集団資源回収量		4,231	4,046	3,896	3,794	3,669	3,491	3,327	3,087	2,922	2,640
計		7,665	7,457	7,242	8,821	8,300	7,722	7,677	7,307	7,095	8,127
リサイクル率 (%)		15.9	15.5	14.9	18.1	16.8	15.7	15.5	15.0	14.5	16.6

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※平成 24 年度は東日本震災の影響のため、東埼玉資源環境組合第一工場灰溶融設備が稼働できず、焼却灰の再資源化量が増加

※平成 25 年度から小型家電の回収を開始したため、再資源化量が増加

※平成 30 年度は燃料の価格高騰のため、東埼玉資源環境組合第一工場灰溶融設備が稼働できず、焼却灰の再資源化量が増加



図 3-8 資源化量及びリサイクル率の推移

7. ごみ・し尿処理事業費実績

ごみ・し尿処理事業費実績を次に示します。

表 3-9 ごみ・し尿処理事業費実績

単位：千円

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
清掃総務費	133,911	125,695	123,324	116,672	110,259	105,428	106,194
じん芥処理費	1,373,289	1,218,969	1,150,395	1,182,593	1,152,076	1,059,261	1,097,907
し尿処理費	131,295	113,019	88,354	99,547	73,225	68,072	128,964
計	1,638,495	1,457,683	1,362,073	1,398,812	1,335,560	1,232,761	1,333,065

第3節 ごみ実績の評価

1. 国・県の実績との評価

平成 30 年度実績における本市の主要な指標について、全国の平均値²・県の平均値³（平成 29 年度実績）との比較を次に示します。

1 人 1 日当たりごみ総排出量は、本市全体が 945 グラムであり、全国の平均値より 25 グラム多く、・県の平均値と比較しても 87 グラム多くなっています。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量（資源物を除く）は、本市全体が 585 グラムであり、県の平均値よりと比較すると 64 グラム多くなっています。

リサイクル率は、全国・県平均を下回っており、国・県の目標値等を達成するためには、更なる再資源化を推進する必要があります。

最終処分量は、全国平均よりも低く、県平均より多くなっています。

表 3-10 国、県の実績との比較

区分	単位	本市の実績		国の実績	県の実績
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 29 年度
ごみ総排出量	t / 年	48,893	48,905	42,890,000	2,304,000
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	g / 人・日	952	945	920	858
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ量	g / 人・日	589	585	505	521
事業系ごみ排出量	t / 年	12,296	12,479	13,010,000	534,185
最終処分量	t / 年	4,821	3,900	3,860,000	100,000
	g / 人・日	94	75	83	37
リサイクル率	%	14.5	16.6	20.2	24.0

2. 類似市町村との評価

本市のごみ処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から客観的に評価するために主要な指標を抽出し、類似市町村の平均値（平成 29 年度実績）と比較を行います。

類似市町村の平均値と比較した結果を次に示します。

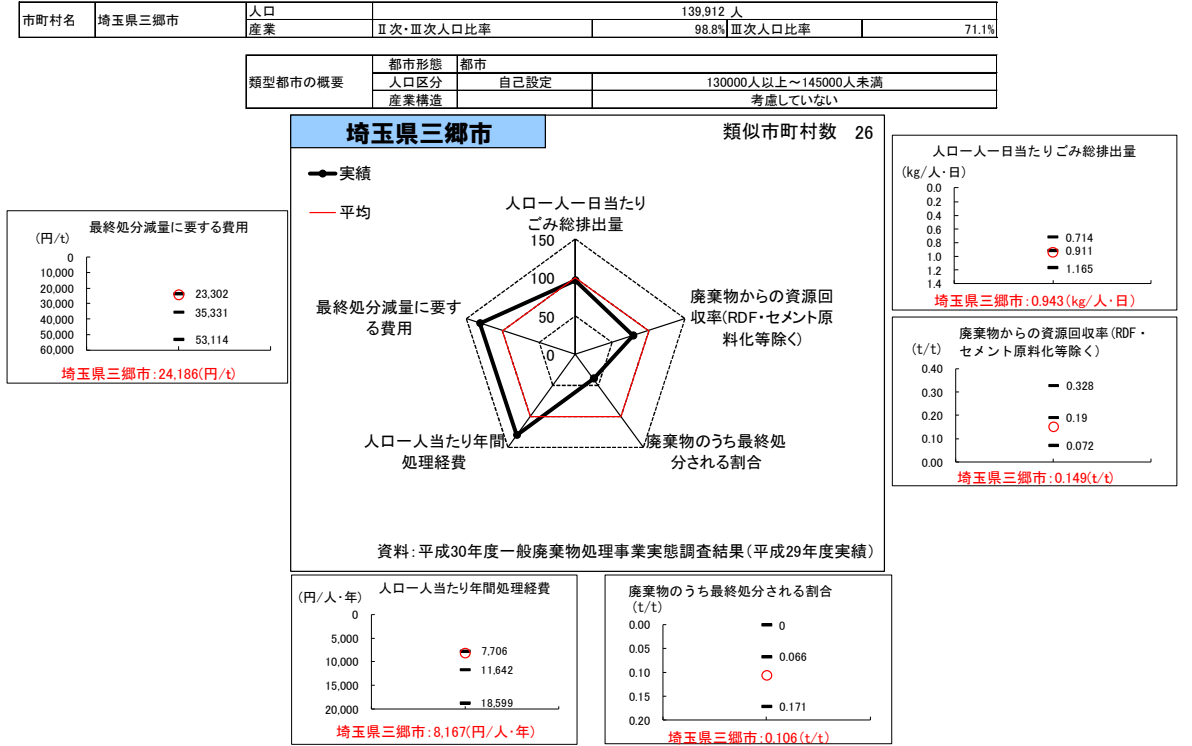
類似市町村は、人口 130,000 人から 145,000 人の都市を抽出しました。主要な指標については、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」に基づき、「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF⁴・セメント原料化等を除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口 1 人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」とします。

²全国の実績値：「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 29 年度）について」 環境省

³埼玉県の実績値：「平成 29 年度の一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理状況等について」 埼玉県

⁴廃棄物固形燃料「Refuse Derived Fuel」

本市の類似市町村数は、本市を含むと 26 市となっています。「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」の全国の類似市町村の平均値を 100 とした場合、本市の指数は 96.5 とやや劣っており、ごみ総排出量の削減が課題となっています。また、「人口 1 人当たり年間処理経費」の本市の指数は 129.8 と良好で、ごみ処理経費の削減が進んでいます。「廃棄物のうち最終処分される割合」の指数は 39.4 とかなり劣っており、「廃棄物からの資源回収率」の指数も 78.4 と劣っており、最終処分量の削減が課題となっています。しかし、「最終処分減量に要する費用」の指数は 131.5 と良好で、全国の平均値よりも安価となっています。



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.911	0.19	0.066	11,642	35,331
最大	1.165	0.328	0.171	18,599	53,114
最小	0.714	0.072	0	7,706	23,302
標準偏差	0.113	0.065	0.048	3,266	9,291
当該市町村実績	0.943	0.149	0.106	8,167	24,186
指数値	96.5	78.4	39.4	129.8	131.5

※資料：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」平成 29 年度実績版

※本チャートにおける評価の見方：赤い線で結んだ 5 角形が類似市町村の平均値です。平均値を 100 として、それよりも外側に本市の数値が打点されていれば、類似市町村よりも優れていることを意味します。

図 3-9 類似市町村との比較

表 3-11 類似市町村との比較

番号	市町村名	人口 (人)	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (%)	人口一人当 り年間処理経 費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
1	神奈川県座間市	130,404	714	30.2%	0.4%	12,973	49,971
2	埼玉県朝霞市	138,234	745	32.8%	2.9%	8,876	28,819
3	愛知県稲沢市	137,592	799	19.6%	10.1%	9,657	34,176
4	静岡県焼津市	140,189	804	21.4%	5.8%	8,233	29,290
5	千葉県我孫子市	132,353	816	23.2%	17.1%	11,186	40,030
6	東京都青梅市	135,300	821	29.2%	0.0%	17,746	52,067
7	神奈川県海老名市	131,203	821	28.6%	0.4%	11,464	38,406
8	大阪府守口市	144,083	824	20.1%	9.9%	9,839	35,060
9	沖縄県沖縄市	141,451	831	10.0%	6.9%	9,002	31,008
10	愛知県瀬戸市	130,211	852	14.6%	11.3%	8,405	27,875
11	滋賀県草津市	132,588	853	17.4%	9.6%	7,706	25,957
12	埼玉県戸田市	138,563	883	18.5%	5.9%	8,108	23,910
13	山口県岩国市	137,044	896	17.1%	3.8%	16,483	51,044
14	静岡県富士宮市	133,789	917	14.9%	2.6%	9,510	25,677
15	岐阜県各務原市	144,468	919	25.8%	1.0%	13,253	39,592
16	三重県桑名市	142,777	924	15.0%	3.0%	17,629	53,114
17	大阪府箕面市	137,766	936	12.6%	9.2%	13,138	40,347
18	茨城県古河市	144,441	943	16.3%	9.2%	9,558	25,995
19	埼玉県三郷市	139,912	943	14.9%	10.6%	8,167	24,186
20	宮城県大崎市	132,487	946	7.2%	12.5%	11,723	35,686
21	長崎県諫早市	138,575	1,001	15.2%	1.5%	10,094	26,881
22	広島県尾道市	139,601	1,045	15.3%	16.1%	14,043	41,009
23	埼玉県深谷市	144,372	1,075	14.0%	2.0%	9,171	23,302
24	千葉県成田市	132,949	1,083	12.1%	5.6%	15,880	41,215
25	千葉県木更津市	135,243	1,124	21.5%	3.2%	18,599	45,539
26	茨城県土浦市	143,126	1,165	26.1%	11.3%	12,261	28,453
平均		-	820	21.7%	6.5%	10,744	35,970

注 1：類似市町村のうち、130,000～145,000 人口の都市を抽出しています。

2：人口は 10 月 1 日現在のため、他の表の人口等と若干異なります。

3：市町村の順番は「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」の昇順で並べています。

第4章 ごみ処理の数値目標

第1節 ごみ量推計方法

本市のごみ排出・処理量の推計は、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）に基づいて行い、推計の流れを図4-1に示します。

第1段階として、現状の施策を継続した場合の推計を行います（図中①②）。これは、過去の実績の動向が今後も継続するものとして推計を行います。

次に、第2段階として、国及び県の目標値を考慮した数値目標を設定したうえで、この数値目標に対応した新たな減量施策を促進する場合の推計を行います（図中③④）。この推計が基本計画の目標になります。

本計画の将来推計は、平成21～30年度の過去10年間のごみ排出・処理量実績の動向を基本として、令和1～11年度までのごみ排出・処理量を推計します。

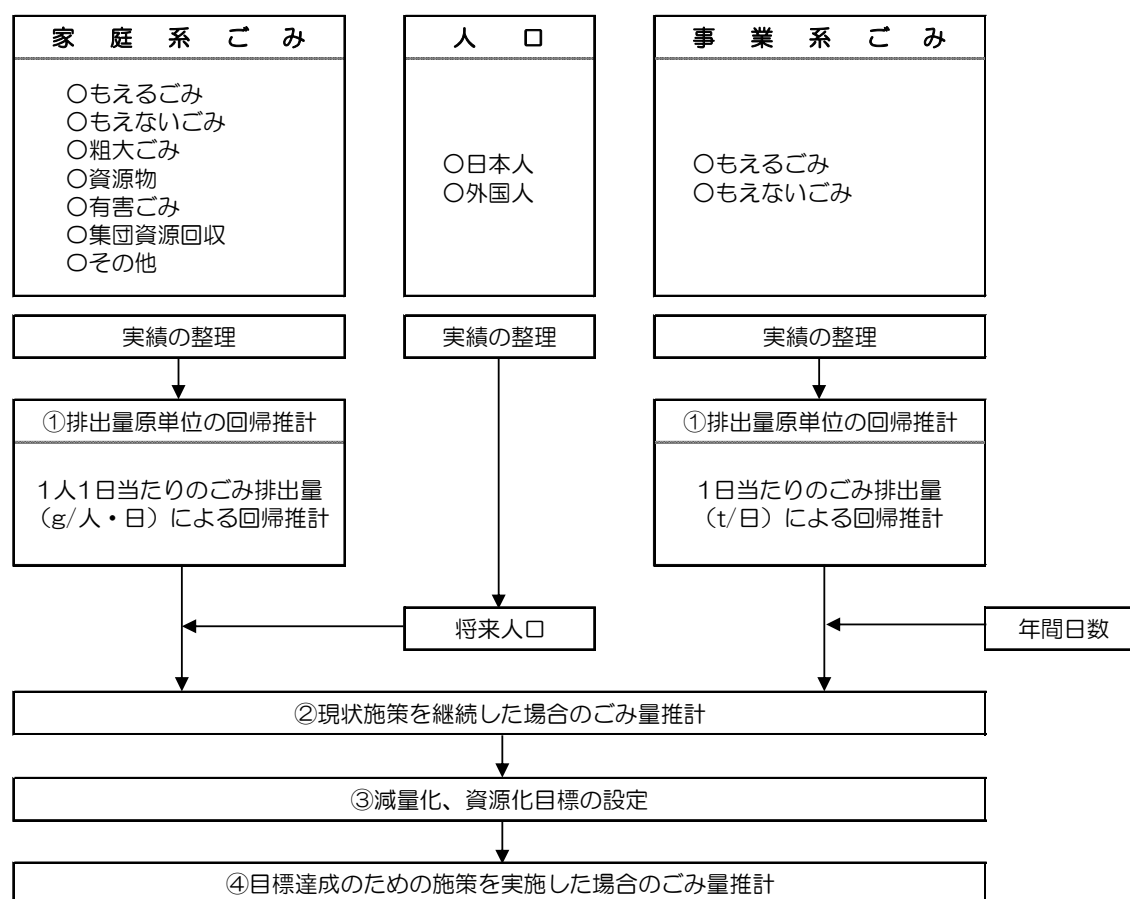


図 4-1 ごみ排出量の推計フロー

第2節 将来推計人口

ごみ量を推計するため、本市の将来人口を次に示します。

将来推計人口は、本市の「三郷市版人口ビジョン」（令和2年度策定予定）の考え方を基に推計しています。

表 4-1 将来推計人口

単位：人

年度 区分	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
推計 人口	141,728	143,931	145,552	146,516	147,379	147,586	147,654	147,766	147,813	147,830	147,831

※人口：各年度4月1日時点

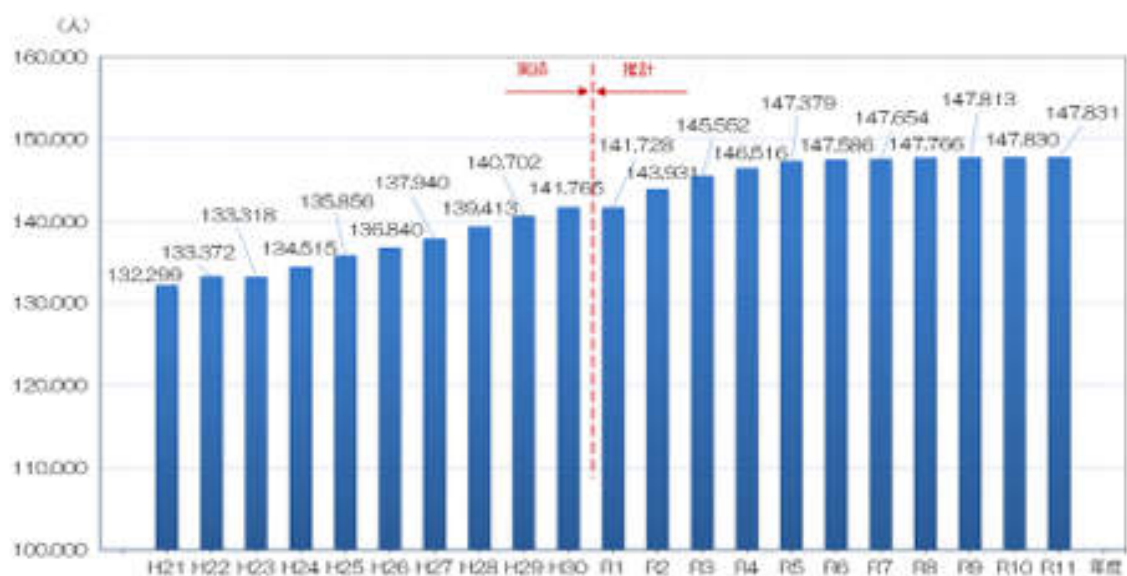


図 4-2 将来推計人口

第3節 ごみ排出量の将来推計

1. ごみ排出量の現状推計

現状施策を継続した場合の家庭系ごみ、事業系ごみ、資源物の発生量等の推計結果を次に示します。

1) 家庭系ごみの現状推計

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、中間目標年度（令和7年度）において543.4グラム、目標年度（令和11年度）において518.9グラムになると推計されます。

表 4-2 家庭系ごみの現状推計

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日当たりの 排出量 (g/人・日)	584.6	580.1	574.0	567.9	561.8	555.7	549.5	543.4	537.3	531.2	525.1	518.9
年間排出量 (t/年)	30,251	30,092	30,157	30,168	30,043	29,975	29,600	29,286	28,977	28,735	28,332	27,997

※資源物を除きます。

2) 事業系ごみの現状推計

1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、中間目標年度（令和7年度）において254.4グラム、目標年度（令和11年度）において266.2グラムになると推計されます。

表 4-3 事業系ごみの現状推計

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日当たりの 排出量 (g/人・日)	239.3	242.9	243.2	244.3	246.3	248.3	251.3	254.4	257.4	260.4	263.3	266.2
年間排出量 (t/年)	12,382	12,601	12,777	12,977	13,168	13,393	13,538	13,712	13,882	14,082	14,208	14,363

※資源物を除きます。

3) 最終処分量の現状推計

1人1日当たりの最終処分量は、中間目標年度（令和7年度）において72.8グラム、目標年度（令和11年度）において71.4グラムになると推計されます。

表 4-4 最終処分量の現状推計

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日当たりの 処分量 (g/人・日)	75.4	75.2	74.7	74.2	73.8	73.4	73.1	72.8	72.4	72.1	71.8	71.4
年間処分量 (t/年)	3,900	3,903	3,925	3,942	3,947	3,960	3,937	3,922	3,907	3,901	3,875	3,855

4) 総排出量の現状推計

1人1日当たりの総排出量は、(①家庭系ごみ+②事業系ごみ+③資源物+④集団資源回収)の各排出量を合計し、年間日数を乗じて年間排出量を算出しています。

1人1日当たりの総排出量は、中間目標年度(令和7年度)において910.7グラム、目標年度(令和11年度)において893.1グラムになると推計されます。

表 4-5 総排出量の現状推計

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	945.1	943.4	936.3	929.9	924.6	919.3	914.9	910.7	906.3	901.9	897.6	893.1
家庭系ごみ量 (t/年)	30,251	30,092	30,157	30,168	30,043	29,975	29,600	29,286	28,977	28,735	28,332	27,997
事業系ごみ量 (t/年)	12,382	12,601	12,777	12,977	13,168	13,393	13,538	13,712	13,882	14,082	14,208	14,363
資源物量 (t/年)	3,631	3,615	3,624	3,625	3,613	3,607	3,564	3,529	3,495	3,468	3,421	3,384
集団資源回収量 (t/年)	2,640	2,627	2,632	2,633	2,622	2,616	2,584	2,556	2,529	2,508	2,473	2,444
年間総排出量 (t/年)	48,905	48,935	49,189	49,404	49,445	49,590	49,287	49,083	48,883	48,793	48,433	48,189

※1 端数調整により合計が合わない場合があります。

※2 家庭系ごみと事業系ごみは、資源物を除きます。

※3 資源物量は、家庭系資源物と事業系資源物の合計です。

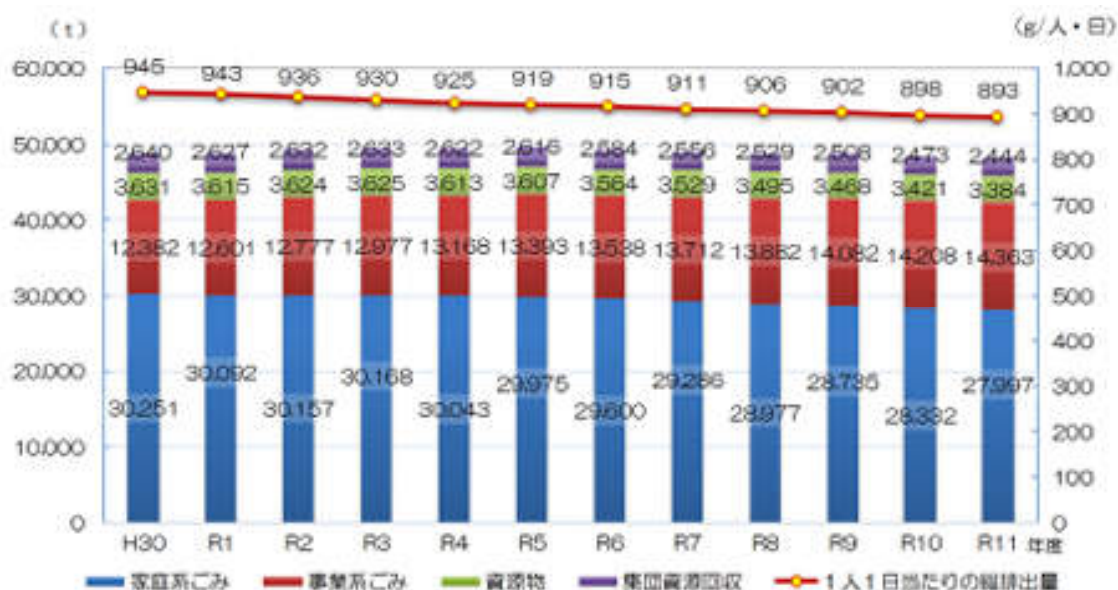


図 4-3 総排出量の現状推計

5) 資源物量の現状推計

1人1日当たりの資源物量は、中間目標年度（令和7年度）において112.9グラム、目標年度（令和11年度）において108.0グラムになると推計されます。

表 4-6 資源物量の現状推計

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
資源物量※ (t/年)	3,631	3,615	3,624	3,625	3,613	3,607	3,564	3,529	3,495	3,468	3,421	3,384
集団資源回収量 (t/年)	2,640	2,627	2,632	2,633	2,622	2,616	2,584	2,556	2,529	2,508	2,473	2,444
1人1日当たり の排出量 (g/人・日)	121.2	120.4	119.1	117.7	116.5	115.3	114.1	112.9	111.6	110.4	109.2	108.0
年間資源物量 (t/年)	6,271	6,242	6,256	6,258	6,235	6,223	6,148	6,085	6,024	5,976	5,894	5,828

※家庭系資源物と事業系資源物の合計です。

6) 国、県の目標との評価

本市の現状施策を継続した場合の推計結果と、国、県の目標との比較結果を表 4-7 に示します。

現状施策を継続した場合の推計結果では、国の目標数値の達成できない見通しですが、県の目標に対しては、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 574 グラム」及び「1 人 1 日当たりの最終処分量 75 グラム」となり数値目標を達成できる見通しとなっています。

本計画では、目標値を着実に達成していくことを目指し、国の数値目標（一部）及び県の数値目標との整合を図ることと、さらなるごみの発生抑制、資源化を目指し数値目標を設定することとします。

表 4-7 国、県の目標との比較結果

国・県の目標根拠	国、県の目標			本市の実績・目標・予測					
	目標内容		単位	基準年度		目標年度(R2)		目標年度(R7)	
				年度	実績値	目標値	予測値	目標値	予測値
① 廃棄物処理基本方針	ごみ総排出量※1	H24年度比12%削減	t / 年	H24	48,762	42,911	49,189	-	
	1人1日当たりの家庭系ごみ量※2	500	g / 人 / 日	H24	633	500	574		
	リサイクル率	27.0	%	H24	18.1	27.0	16.6		
	最終処分量	H24年度比14%削減	t / 年	H24	4,154	3,572	3,925		
② 社会形成計画推進型	1人1日当たりのごみ排出量※1	850	g / 人 / 日	-	-	-		850	911
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※2	440	g / 人 / 日	-	-			440	543
③ 第8次基本計画廃棄物処理	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※2	H25年度比7%削減	g / 人 / 日	H25	622	578	574	-	
	事業系ごみ排出量※3	H25年度比10%削減	t / 年	H25	11,166	10,050	12,877		
	1人1日当たりの最終処分量	H25年度比10%削減	g / 人 / 日	H25	103	93	75		

※1 収集量、直接搬入量、集団資源回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物量です。

※2 集団資源回収量、家庭系資源物量等を除きます。

※3 事業系資源物量を含みます。

2. ごみ排出量の目標推計

家庭系ごみ量、事業系ごみ量、最終処分量及び総排出量の目標値を次に示します。

本計画は、令和 2～11 年度の 10 年間の計画とします。ごみ排出量の目標年度は、令和 7 年度を中間目標年度とします。

家庭系ごみ（資源物を除きます）の 1 人 1 日当たり排出量は、令和 7 年度までに国の目標値（500 グラム）を達成できるよう 500 グラム以下となることを目指します。

事業系ごみ（資源物を含みます）の排出量は、令和 7 年度までに県の目標値（平成 25 年度比 10%削減＝10,050t/年）を達成できるよう 10,050t/年以下となることを目指します。

1 人 1 日当たりの最終処分量及び総排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の目標値を達成することにより、令和 7 年度までに、最終処分量は 64 g 以下、総排出量は 814 g 以下と推計されることと、その推計値が国の方針や県の目標値を達成することから、これらを目標値として設定します。

資源物の排出量は、集団資源回収や分別収集で回収された資源物の量を示しており、取り組みの成果を判断する目安としていましたが、ごみの発生を抑制する取り組み（リデュース、リフューズ、リユース）を推進すると減少するため、目標値として設定せず参考値として示すこととします。

1) 家庭系ごみ量の目標推計

家庭系ごみ量の目標を次に示します。

中間目標年度（令和 7 年度）までに 500 グラムとし、それ以降は 500 グラム以下となることを目指します。

表 4-8 家庭系ごみ量の目標推計

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1 人 1 日当たり の排出量 (g/人・日)	584.6	572.5	560.4	548.3	536.3	524.2	512.1	500.0	令和 7 年度 目標値 1 人 1 日当たり 500g 以下			
年間排出量 (t/年)	30,251	29,697	29,441	29,129	28,681	28,276	27,586	26,947				

※資源物を除きます。

2) 事業系ごみ量の目標推計

事業系ごみ量の目標を次に示します。

中間目標年度（令和 7 年度）までに 10,050t とし、それ以降は 10,050t 以下となることを目指します。

表 4-9 事業系ごみ量の目標推計

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1 人 1 日当りの排出量※1 (g/人・日)	239.3	232.0	222.4	213.4	205.5	197.2	191.0	184.5	184.3	183.8	184.2	184.2
年間排出量※1 (t/年)	12,382	12,034	11,685	11,336	10,987	10,638	10,290	9,942	9,941	9,940	9,939	9,938
1 人 1 日当りの排出量※2 (g/人・日)	241.2	233.9	224.3	215.3	207.4	199.2	193.0	186.5	令和 7 年度 目標値 10,050 t/年 以下			
年間排出量※2 (t/年)	12,479	12,132	11,785	11,438	11,091	10,744	10,397	10,050				

※1 資源物を除きます。

※2 資源物を含みます。

3) 最終処分量の目標推計

最終処分量の目標を次に示します。

中間目標年度（令和 7 年度）までに 64 グラムとし、それ以降は 64 グラム以下となることを目指します。

表 4-10 最終処分量の目標推計

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1 人 1 日当りの処分量 (g/人・日)	75.4	73.8	65.7	70.3	68.7	67.0	65.5	64.0	令和 7 年度 目標値 1 人 1 日当たり 64 g 以下			
年間処分量 (t/年)	3,900	3,828	3,783	3,735	3,672	3,615	3,529	3,450				

4) 総排出量の目標推計

総排出量（①家庭系ごみ＋②事業系ごみ＋③資源物＋④集団資源回収）の目標値設定は、次のとおりです。

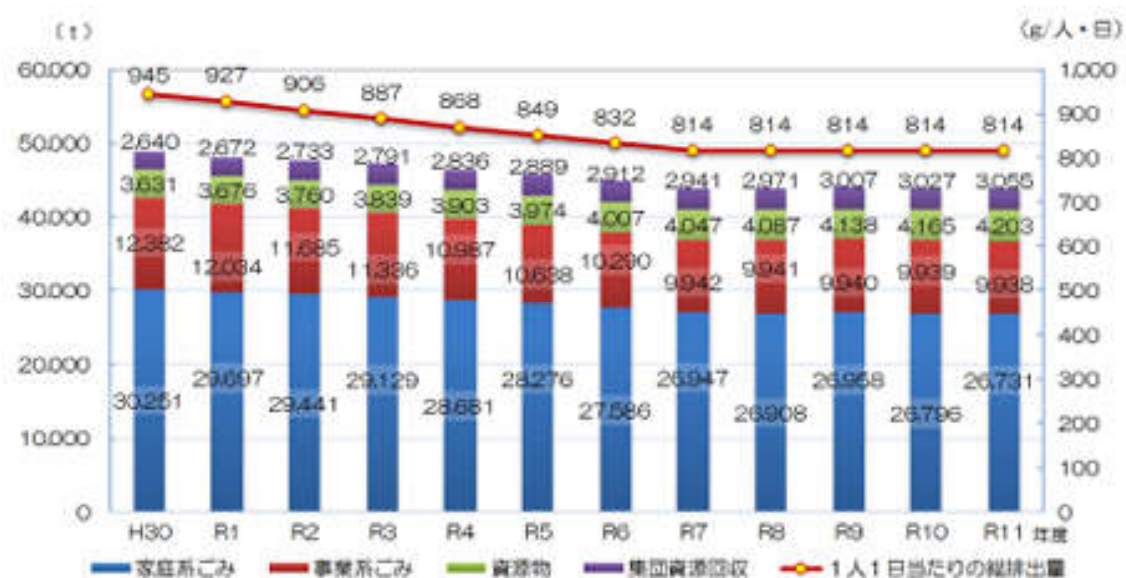
表 4-11 総排出量の目標推計

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	945.1	926.9	906.4	886.5	867.8	848.7	831.6	814.1	令和7年度 目標値 1人1日当たり 814g 以下			
家庭系ごみ量 (t/年)	30,251	29,697	29,441	29,129	28,681	28,276	27,586	26,947	26,908	26,958	26,796	26,731
事業系ごみ量 (t/年)	12,382	12,034	11,685	11,336	10,987	10,638	10,290	9,942	9,941	9,940	9,939	9,938
資源物量 (t/年)	3,631	3,676	3,760	3,839	3,903	3,974	4,007	4,047	4,087	4,138	4,165	4,203
集団資源回収量 (t/年)	2,640	2,672	2,733	2,791	2,836	2,889	2,912	2,941	2,971	3,007	3,027	3,055
年間総排出量 (t/年)	48,905	48,079	47,618	47,096	46,406	45,777	44,795	43,876	43,909	44,040	43,925	43,926

※1 端数調整により合計が合わない場合があります。

※2 家庭系ごみと事業系ごみは、資源物を除きます。

※3 資源物は、家庭系資源物と事業系資源物の合計です。



※事業系ごみ量は資源物を除いた数値です。

図 4-4 総排出量の目標推計

5) 資源物の将来推計（参考値）

資源物量の推計を次に示します。

中間目標年度（令和 7 年度）までに 129.7 グラム、それ以降は 129.7 グラム以上となります。

表 4-12 資源物量の将来推計（参考値）

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
資源物量※ (t/年)	3,631	3,676	3,760	3,839	3,903	3,974	4,007	4,047	4,087	4,138	4,165	4,203
集団資源回収量 (t/年)	2,640	2,672	2,733	2,791	2,836	2,889	2,912	2,941	2,971	3,007	3,027	3,055
1 人 1 日当りの 排出量 (g/人・日)	121.2	122.4	123.6	124.8	126.0	127.2	128.4	129.7	130.9	132.1	133.3	134.5
年間資源物量 (t/年)	6,271	6,348	6,493	6,630	6,739	6,863	6,919	6,988	7,058	7,145	7,192	7,258

※家庭系資源物と事業系資源物の合計です。

第4節 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状、国、県の動向、類似市町村との比較検討結果を踏まえ、本市におけるごみ処理の課題について次に示す通りとします。

1. ごみの排出抑制の課題

平成 21～30 年度までの 10 年間には、人口が約 7.2%増加していますが、1 人 1 日当たりごみ総排出量は、約 5.3%減少となっています。しかし、本市の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 952 グラム（平成 29 年度）であり、全国平均⁵（920 グラム）より 32 グラム多い値となっています。また、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は、平成 21～30 年度までの 10 年間で約 9.3%減少しています。しかし、本市の 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は 589 グラム（平成 29 年度）であり、全国平均（505 グラム）より 84 グラム多いことからより一層の排出抑制が必要です。

一方、事業系ごみについて、平成 21～30 年度までの 10 年間には、産業・商業の従業者数が増加しているため、事業系ごみの排出量も毎年増加傾向（平成 30 年度は 21 年度比で事業系ごみが 29.4%増加）にあり、事業系ごみの減量化は緊急の課題です。

もえるごみ（家庭系と事業系の合計）については、同期間において、6.1%増加していることから、もえるごみの減量化施策の取り組みが必要です。

今後、ごみの減量・再生資源化の促進が社会的要請となっており、また環境問題の深刻化と共に処理施設の延命化が求められ、本計画においても設定した目標を達成するため、事業系ごみ、もえるごみを重点的に、効果的なごみ減量化施策を実施する必要があります。

市民、事業者、本市及び東埼玉資源環境組合が相互に協力し、ごみの排出から最終処分までの総合的なごみの減量化及びリサイクルシステムを地域に定着させ、廃棄物の適正処理を推進し、市民が安全で快適な生活を営むことができるよう取り組む必要があります。

2. 資源化・リサイクルの課題

1) 資源物

本市では、「堆肥化刈り草・せん定枝」、「ペットボトル」、「資源古紙・布類」、「資源びん・かん」等の資源回収、有効利用を積極的に推進していますが、リサイクル率については、平成 29 年度において 14.5%と全国の平均値（20.2%）・県内の平均値⁶（24.0%）を下回っているため、リサイクル率の向上が課題となっています。資源物のうち、「堆肥化刈り草・せん定枝」の排出量が減少しているため、「東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）」にて処理されている堆肥化有効率を向上できるよう「堆肥化刈り草・せん定枝」の分別・資源化施策を強化する必要があります。

⁵全国の実績値：「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 29 年度）について」 環境省

⁶埼玉県の実績値：「平成 29 年度の一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理状況等について」 埼玉県

2) 集団資源回収

近年、少子高齢化や子ども会、PTA 等の団体数の減少も影響して、集団資源回収量（資源古紙・布類）がかなり減少する傾向となっており、今後もこの傾向が続くことが予測されます。こうした課題解決のため、集団資源回収量向上に向けた取り組みが必要です。

3) 生ごみのリサイクル

本市では、生ごみの自家処理による減量化を推進するために、「生ごみ処理容器（コンポスト）」又は「機械式生ごみ処理機」を購入する市民に対して補助を行っています。しかし、近年、導入数があまり増えていないことが課題となっています。今後、食品リサイクル法の指定事業者による飼料化、堆肥化、あるいはメタン発酵による熱回収等への転換による、リサイクル率向上に向けた取り組みが期待されます。また、何も手がつけられず廃棄される食品ロスが社会問題化していますが、フードバンク、フードドライブ等の食品の地域循環システムが構築され機能し始めています。こうした情勢を踏まえ、生ごみ削減対策を廃棄される前、廃棄された後と合わせて総合的に展開していく必要があります。

3. ごみ処理施設

本市の不燃物処理場は、昭和 60 年度に稼働を開始し既に 30 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいることに加え、計画処理量や質の変化に伴い処理効率が低下していること、小型家電や刈り草・せん定枝リサイクルの推進、ごみの 2R（リデュース・リユース）や啓発事業の推進、自己搬入時の安全性、容易性、災害廃棄物への対応力、被災時における処理の継続性の確保など新たなニーズへの対応が求められていることから、施設の更新に向けた検討が必要となっています。

4. 不法投棄の課題

ごみの不法投棄は、廃棄物処理法によって禁止されていますが、不法投棄は発生し続けています。市民の健やかな生活環境を守るため、不法投棄の防止対策を立てて確実に実行して行くことが重要です。今後は市民や産業廃棄物排出業者等に対する監視・指導を行い、適正処理、不法投棄防止に努める必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本目標

1. 基本理念

私たちは、便利さや快適さを求めてめざましい経済成長を続けてきました。その結果、地球温暖化や天然資源の枯渇など環境への負荷の増大とともに、廃棄物発生量の増加と質的多様化などの問題をもたらしました。物質的、経済的な豊かさを追求する価値観が基準となっているライフスタイルがこうした問題の要因となっています。

自然豊かな地球環境を保全し、将来の世代に引き継ぐことで、私たちが持続的に発展するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、天然資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会に転換して行く必要があります。

それには、市民一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、行政、市民団体等の各主体が、それぞれの役割と協働の基に、環境に配慮した具体的な行動を推進することが最も重要です。

国では「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、循環型社会を形成するために、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも2R（リデュース・リユース）の取り組みを優先する社会システムの構築を目指すことや、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理についても迅速かつ適切に対応できるよう、廃棄物処理システムの強靱化について示しています。こうした新たな課題にも積極的に対応していくことが必要です。

本市は、平成25年3月に「三郷市環境基本計画」を策定し、「豊かな水と緑とともに 環境についても考え 創造に取り組むまち」を望ましい環境像として定め、本市の環境を構成する環境施策の柱である「地球環境」の環境目標として、「地球と人にやさしいまちの実現」を掲げています。また、「低炭素社会の構築、循環型ライフスタイルの実践、環境保全・創造に取り組む仲間を増やす」が取り組みの基本的な方針となっています。

こうしたことを踏まえて、本計画においては、日常生活の中で省資源、省エネルギーなどの環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地球環境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定したごみ処理と災害に強い強靱な処理体制づくりを市民、事業者、行政が一体となって目指すことを基本理念とします。

2. 基本方針

ごみ処理における本市の基本理念、国・県のごみ処理に関する動向及び方針を踏まえ、本計画のごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

方針 1：5R が根付いた地域社会の形成

低炭素、循環型社会を構築するために、第一にごみの発生・排出をできる限り抑制（リデュース・リフューズ）し、第二にごみとして排出する前に再使用（リユース・リペア）を心がけ、第三にごみを排出する場合には原材料としてリサイクルし、直接リサイクルすることが困難なごみはサーマルリサイクルします。それでもなお残ったごみについては適正処分する5Rが根付いた社会づくりを推進します。

方針 2：市民・事業者・市の役割分担とパートナーシップによる地域循環の推進

低炭素・循環型社会の形成に向けた新たな価値観を市民・事業者・市が共有し、それぞれの役割分担と3者のパートナーシップに基づく社会づくりを目指します。市民は環境配慮型の生活様式を選択し、事業者は「排出者責任」、「拡大生産者責任」の観点から製品が廃棄された後まで責任を持ち、市は3者のパートナーシップに基づいて連携、協働する協力関係を構築することをそれぞれの役割分担とします。

また、市は低炭素社会の構築、循環型ライフスタイルの実践、環境保全・創造に取り組む仲間を増やすための取り組みを効果的に推進するために環境教育、意識啓発に取り組めます。

方針 3：安心・安全で環境負荷が少なく、強靱な処理体制の構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進します。ごみ処理費用をできるだけ低減するために、収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、経済性を考慮した効率的な事業運営を推進します。

また、近年、震災、風水害による甚大な被害が発生し、それに伴う災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められていることから、被災時において適切な対処ができるよう強靱なごみ処理体制の構築を目指します。

本市は、基本方針に基づき、低炭素、循環型社会の形成を目指して、ごみの発生抑制、資源循環を推進するとともにその適正な処理を図り、併せて市民及び事業者に対し、ライフスタイル及びごみ適正な処理に関する意識啓発を進め、自主的な活動を促進するように努めます。これを具体的に推進するための取り組みを次に示します。

第2節 発生抑制計画

1. 家庭系ごみに対する取り組み

1) 生ごみの発生抑制

① 生ごみ堆肥化等の推進【強化・充実】

- ・生ごみについてはほとんどが焼却処理されていますが、堆肥化すれば家庭菜園や土壌改良剤として有効利用できます。「土から生まれたものを土にかえす」ということを考え、生ごみの堆肥化について普及・啓発します。

② 生ごみ処理容器等の利用促進【継続・推進】

- ・生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の利用促進のため、広報活動を強化するとともに、生ごみ処理容器と生ごみ処理機購入者への補助金交付制度の継続と見直しについて検討します。
- ・生ごみから堆肥をつくるには、市が補助している容器や機械を利用する方法の他に、ミミズを使った方式、ドラム式容器を使った方式、段ボールを使った方式等様々なものがあります。市民の住環境や、取り組みやすさ等を考慮して、様々な堆肥化方式について情報提供を推進します。

③ 食品ロス削減についての広報、啓発【強化・充実】

- ・エコクッキング、エコレシピなどの家庭でできる簡単な取り組みについて、広報、啓発します。
- ・食品ロスについての現状や実践の方法について、ホームページ、広報、チラシなどを用いて市民への情報提供を推進します。
- ・小、中学校等の教育機関と連携し、ごみを身近な問題として理解を深めるように、給食の食べ残し等の食品ロス削減に対する意識啓発を推進します。
- ・（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場では、安易に生ごみが廃棄されることを防ぐため食品ロス削減に係る啓発事業推進します。

④ 水切りの徹底【継続・推進】

- ・もえるごみの約47%が水分であることから、減量施策の一環として、市民が家庭で実践しやすい水切り排出方法に対する意識啓発を推進します。
- ・生ごみ、刈り草・せん定枝等を乾燥させてから、排出することを啓発します。

⑤ 廃食用油の回収【調査・研究】

- ・本市は使用済みの食用油をもえるごみとして処理していますが、飼料や工業用品などへの再利用について調査、研究します。

2) 市民への意識啓発

① 情報提供の推進【強化・充実】

- ・ホームページ、広報、スマートフォンアプリなどを利用し、具体的な行動や対策について

情報を発信し、5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）に対する意識啓発を推進します。

- ・ごみ排出量やごみ処理コストを公表するとともに、処理後に発生する残渣の一部の最終処分を民間に依存していることなど市民に十分理解していただき、5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）の必要性について認識を深めます。
- ・（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場を情報拠点として、ごみの減量や再資源化に関する資料や効果的な取り組み事例等の情報発信を行います。
- ・市民団体と協働して各種講座の開催及びリサイクルに関する情報発信を行います。
- ・商店街、大型商業施設、市民団体、専門学校などと連携し、マイボトル、マイ箸、マイ容器等の利用を励行し、使い捨て製品の使用を抑制します。
- ・外国人居住者や集合住宅居住者などへ、5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）の方法などの理解を深めるため、わかりやすくまとめた冊子などによる意識啓発を推進します。
- ・新聞、雑誌、段ボール、紙パック、ペットボトル、食品トレー等の店頭回収や、マイバッグ利用者へのポイント還元・値引き、レジ袋の有料化等、ごみの発生抑制、資源化に取り組む販売店が多くなっています。市内における優良な取り組み事例を収集し、市民に情報提供することで、地域循環の輪を活性化します。
- ・自転車、自動車等をはじめ、徐々に広がりつつあるシェアリングについて情報収集し、ホームページ、広報、スマートフォンアプリなどを利用して情報の発信を行い、市民の意識啓発を推進します。
- ・プラスチックごみ、マイクロプラスチック類については海洋での浮遊、海岸への漂着、堆積による環境や生態系への影響が問題となっています。これらは、屋外で不法投棄やポイ捨てされたプラスチック製容器包装やプラスチック製品が原因の一部です。市民に対して身近な問題としてとらえ、ごみの発生抑制や適正処理について理解を深めるよう広報、啓発を推進します。

② イベントの開催【継続・推進】

- ・環境フェスタ、施設見学会などを開催し、イベント、ゲームや展示品等を通して5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）が実感できるよう体験型の意識啓発を推進します。
- ・レジ袋の削減を図るため、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、商店街等と連携してマイバッグキャンペーン等を推進します。

③ 環境美化推進員との連携【継続・推進】

- ・環境美化推進員は、地域の環境美化、ごみの発生抑制・リサイクル活動に対して、市と市民をつなぐパイプ役として、また地域のリーダーとしての役割を担っています。
- ・市は環境美化推進員との連携を深め、協働して地域における資源循環活動の推進を図ります。

④ 環境教育の推進【継続・推進】

- ・市民団体と協働で体験学習を開催し、実体験を通じた効果的な学習の場を提供します。
- ・（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場において、イベント、環境学習等を開催し体験を通じた印象に残る学習を推進します。
- ・教育関係機関と協働し、幼少期からごみを身近な問題として理解を深めるよう、様々な環境学習の機会を提供します。

⑤ 再使用（リユース、リペア）の促進【強化・充実】

- ・不用品の再生、再利用を促進するため、イベント開催時における譲渡会の実施やホームページ等における仲介事業者、再生事業者の紹介等を推進します。
- ・（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場において、市民の再使用に対する関心を高めるため、家具類の再生販売事業、不用品の販売事業などについて調査、研究します。

2. 事業系ごみに対する取り組み

1) 事業者責任の明確化【継続・推進】

事業活動に伴って排出される廃棄物は事業者の責任で処理するよう、ホームページ、広報、スマートフォンアプリ等を利用して広報啓発を推進するとともに、事業所へ出向いて直接指導を行うなど、意識啓発についても推進します。

2) 生ごみの発生抑制

① 意識啓発の推進【強化・充実】

- ・事業活動に伴って排出される廃棄物の中には、残飯や食品ロスが含まれることから、このような生ごみの削減についての指導を徹底します。
- ・また、食品廃棄物の削減に貢献している事業者についての情報を収集し、有効な取り組みをホームページなどで紹介することで、取り組みが遅れている事業者の啓発を図ります。

② 制度、社会システムの構築【強化・充実】

- ・飲食店、ファミリーレストラン等における食べ残し削減のため、残った料理の持ち帰りの普及を図ります。
- ・フードバンク、フードドライブ等の食品の地域循環システムが構築され円滑に機能するよう、事業者、市民団体、民間団体と協力、連携し仕組みづくりを促進します。

3) 紙類の削減【継続・推進】

事業活動に伴って排出される廃棄物の多くは、新聞、雑誌、段ボール、オフィスペーパー（コピー用紙、チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋等）等の紙ごみです。これらについては、ペーパーレス化に努めるとともに、事業者自らリサイクルするよう、意識啓発及び指導の強化を図ります。

4) 大量排出事業者への促進【強化・充実】

1ヶ月に1.5t以上のごみを排出する事業者に対しては、市の条例に基づき、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付けています。各事業者に対して計画の履行と事業系ごみ削減のさらなる推進を啓発します。

また、計画策定事業者の対象範囲を拡大するため制度の見直しについて検討します。

5) 事業系ごみ削減キャンペーンの実施【継続・推進】

県では、事業系ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）と適正処理を促すため、6月と10月に事業系ごみ削減キャンペーンを実施しています。市は、県と共同し、本キャンペーンを推進し、事業者への意識啓発を図ることにより紙ごみや生ごみの削減を推進します。

6) 事業系ごみに対する許可収集の継続【継続・推進】

事業活動に伴って排出される事業系ごみは、事業者自らの責任において適正処理する必要があります。そのため、本市では事業者自ら許可業者に依頼してごみの収集運搬を行うこととしています。

ごみが許可業者によって排出された後も、処理責任はごみを排出した事業者にあります。信頼できる許可業者への処理委託の他、ごみの発生抑制、資源化に努めるよう広報啓発を推進します。

7) 集積所への排出抑制【強化・充実】

事業系ごみについては、家庭系ごみの集積所に排出できないルールとなっています。

事業者が集積所を利用しないよう、ごみ排出量の削減と排出ルールの遵守について指導を徹底します。なお、小規模事業者については、市が有料で収集している事例もあることから適正な収集方法に関する調査、研究を行います。

8) 事業者への意識啓発

① ニーズの把握【強化・充実】

- ・事業者がごみの発生抑制、資源化に取り組む上で、必要とする情報に対するニーズを把握し、的確な情報発信ができるよう定期的に事業者とのコミュニケーションを図ります。
- ・ごみの発生抑制や資源化に積極的に取り組む、民間事業者、民間団体の活動について情報収集し、必要な事業者に情報提供することにより事業者における取り組みを促進します。

② 搬入ごみ検査の実施【強化・充実】

- ・処理施設において搬入ごみの検査を実施し、分別が守られていない事業者に対する指導を徹底します。また、資源の分別が不十分な事業者や、排出ルールに違反している事業者に対しては直接指導を行います。許可業者に依頼して施設にごみを搬入している事業者に対しては許可業者を介した指導、啓発を推進します。

③ パンフレット等の配布【強化・充実】

- ・事業者向けのパンフレットを作成し、事業者への配布、直接指導などを行うことで、意識啓発を図ります。

④ 事業者間のリサイクルの推進【強化・充実】

- ・生ごみ、古紙、せん定枝、金属類等、民間同士で再資源化が促進されるよう民間の再生事業者の情報収集と必要な事業者に対して情報提供を行います。

9) エコショップ制度の検討【調査・研究】

環境や資源循環に配慮した品揃えや事業活動を行っているお店を、エコショップとして認定し、市が市民に紹介することで、地域におけるごみの発生抑制や資源化の促進を図っている自治体があります。市民に身近な取り組みとして、市内の事業者、民間団体等を交えて制度の有効性、適合性について調査、研究します。

10) 拡大生産者責任の普及【国へ要望】

関係法令の整備により、容器包装、家電品、電子機器、食品廃棄物等の製造から回収、リサイクルに関する還元システムが機能するようになりましたが、対象となる廃棄物の種類、還元システムの効率性、経済性等においては自治体、市民への負担が大きく十分な状況とは言えません。

国に対しては不要となった製品の還元システムの充実や効率化などについて全国都市清掃会議等の関係機関を介して要望していきます。

第3節 資源化計画

1. 家庭系ごみに対する取り組み

1) 分別排出の徹底

① 広報、啓発【強化・充実】

- ・ごみの分別や出し方など、ごみ集積所への適正排出を徹底するために、分別の啓発の冊子やごみ集積所用分別看板を配布します。また、ホームページ、広報、スマートフォンアプリなどを利用して情報提供に努め、分別排出の徹底を図ります。

② ごみ集積所の監視【継続・推進】

- ・ごみ集積所監視パトロールを実施し、分別排出について直接指導を行います。

③ 転入者、集合住宅入居者への啓発【強化・充実】

- ・市外からの転入者、集合住宅の入居者等については、管理人や管理会社と協力して、分別排出やごみ集積所の管理について、周知徹底を図ります。

2) 集団資源回収の促進

① 補助制度の継続、周知【継続・推進】

- ・市民団体等による集団資源回収活動に対し、補助制度の継続、周知、普及を図ることで、再資源化に対する意識の高揚を図ります。また、集団資源回収の認知度を高めて登録団体数の増加を図ります。

② 未実施地域での活動促進【強化・充実】

- ・集団資源回収活動の未実施地域の現状を把握し、未実施地域において新たに活動する団体を増やします。資源物の委託収集から集団資源回収へのシフトを促進します。

3) 環境学習の推進【強化・充実】

ごみの減量や再生利用について理解を深めていただくため、(仮称)新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場において5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)関連するテーマの教室、講座、みさと雑学大学の開催や施設見学会等を実施します。

また、「出前講座」を開催して3R(リデュース・リユース・リサイクル)や市の取り組みなどについて説明し理解を深めます。

4) 紙類の再資源化の促進【継続・推進】

本市ではもえるごみに含まれる大量の紙類を資源化し削減するために、新聞、雑誌、段ボール、本、紙パック等に加えて、包装紙、お菓子の箱、ティッシュペーパーの箱等ごみになりがちな雑紙の分別収集を実施しています。この取り組みを市民が理解し行動に移せるよう対象品目、排出方法、ざつがみ回収袋の活用などについて周知徹底を図ります。

5) 再生品の利用促進【強化・充実】

再生品の購入・使用を啓発するとともに、環境に負荷のかからない商品の利用を促進します。

本市内で市民団体や民間事業者が開催するフリーマーケットなどの情報収集と市民への情報提供を行い、不用品の再使用を促進します。

6) 小型家電の資源化促進【強化・充実】

小型家電は、高品位品、低品位品の分別により資源価値の向上が図れることから、ボックス方式、イベント方式、ピックアップ方式等による回収方法を採用することにより、効果的な資源化を推進します。

7) 充電式電池の資源化促進【継続・推進】

充電式電池については、市役所、文化会館等に小型充電式電池回収 BOX を設置し、拠点回収し、資源化を行っています。

市民に対して市の取り組みや電化製品小売店等での回収に関する情報提供を行い、希少金属の資源化を推進します。

8) 新たな分別品目の設定及びリサイクルルートの確保【調査・研究】

これまで焼却処理、埋立処分を行っていた廃棄物について、法制度の制定、改正等によりリサイクルシステムが整備され資源化が可能となった廃棄物については、新たに分別品目として設定し、リサイクルルートの活用に向けた体制の整備を推進します。

2. 事業系ごみに対する取り組み

1) 紙類の資源化の促進【継続・推進】

事業者から大量に発生する紙類を削減するため、事業者自らが紙類の資源化に取り組めるよう、古紙再生業者の情報収集を行うとともに、市が委託している古紙再生事業者に対する情報と合わせて事業者への情報提供を行います。

2) 生ごみの資源化の促進【継続・推進】

事業活動に伴い発生する生ごみについては、食品リサイクル法を遵守し、自らリサイクルに努めるよう指導を徹底します。

3) 刈り草・せん定枝の資源化の促進【継続・推進】

刈り草・せん定枝についても自ら資源化を行うことが原則ですが、東組合において、堆肥化事業を行っていることについて情報提供を行い、利用促進を図ります。

4) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進【継続・推進】

缶類、びん類、ペットボトル等については、リサイクルルートがほぼ確立されており資源化が容易であるため、納入業者に引き取りを依頼するなど自ら資源化に取り組むよう指導します。

第4節 収集運搬計画

1. 分別排出の促進

1) 分別の徹底【継続・推進】

資源物を適正にリサイクルするためには、品目以外の他のごみや異物、汚れ等を取り除く必要があります。そのため、「ごみと資源の分け方・出し方」の配布、集積所における啓発用の看板の設置、ホームページ、広報、スマートフォンアプリなどを通じ、周知徹底を図ります。

2) 集積所の監視【継続・推進】

町会、自治会、環境美化推進員、ごみ収集業者などと協力、連携して集積所の利用やマナーの実態を把握し、必要に応じて利用者への指導を行うなど、分別の徹底を図ります。

3) 収集方法の調査、検討【継続・推進】

分別の徹底を促進するため、排出容器、収集方法（戸別収集等）、集積所利用者への周知方法等、先進地における実態や効果について調査、研究します。

4) 有害物、処理困難物への対応【継続・推進】

感染性廃棄物、在宅医療廃棄物における感染の恐れがある注射針等の廃棄に関する情報などを周知し、収集運搬時における事故の防止に努めます。

水銀を含有する廃棄物については、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドラインに基づき収集運搬、保管、処理・処分の適正化を図ります。

2. 収集運搬

1) 収集運搬方法【継続・推進】

ごみの分別区分、収集品目、収集方法、収集回数、収集体制については、これまでの方法を継続することを基本に、資源化、適正処理の推進、収集の効率化、安定した収集体制の維持、市民ニーズへの対応を目指して、収集・運搬の方法について検討します。

2) 収集運搬体制【継続・推進】

事業系ごみについては、許可業者による収集を継続します。

収集・運搬効率の向上やコスト削減を目指して、経営の健全化、技術レベル、収集・運搬体制など一定の水準にあることを確認した上で、安定的かつ継続的な収集体制の確保を図ります。

3) 収集運搬事業者との連携

① 安全確保【継続・推進】

・収集・運搬作業における事故、トラブルを防止するため、収集業者への定期的な指導、意見交換の場を設けます。

② 災害時の対応【協議、調整】

- ・災害発生時における対応を円滑に行うため、収集運搬事業者と体制構築に向けた協議、調整を行います。

4) 社会的ニーズへの対応

① 収集運搬の効率化【継続・推進】

- ・生活様式、法令、リサイクル環境の変化等により、ごみの排出方法、収集方法を柔軟に見直していく必要があります。また、ごみ処理やリサイクルの効率性、経済性も考慮し適切な収集体制が構築できるよう、収集運搬体制を適宜見直していきます。

② 環境負荷の少ない収集運搬の推進【強化、充実】

- ・収集運搬車両は、収集運搬業者に対して車両の更新時に低公害車の導入を推奨することで収集・運搬業務における環境負荷の低減、温室効果ガスの排出を抑制します。
- ・アイドリングストップ、急発進、急ブレーキの抑制など環境に配慮した運転方法を励行します。

③ GIS の活用【調査・研究】

- ・地域毎のごみ排出傾向の把握するため、GIS（地理情報システム）を利用した、収集運搬実態の把握、収集時間、移動時間、配車時間、収集方式の利便性と作業性等の解析を行い、ごみ収集の効率化、排出・収集時間の適正化等について検討します。

第5節 中間処理計画

1. 処理の方法

ごみの種類ごとの処理計画は次に示します。

表 5-1 ごみの種類ごとの処理計画

区 分	処理の内容
もえるごみ	・東埼玉資源環境組合での焼却処理を継続します。 ・焼却処理の際に発生する余熱は発電等に利用し、地球温暖化防止に寄与します。 ・刈り草・せん定枝については、東埼玉資源環境組合での堆肥化を継続します。
もえないごみ	・これまで不燃物処理場で処理を行ってきましたが、将来は新たに整備する（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場で破砕、選別処理を行い、資源物の回収を推進します。 ・選別処理後に発生する可燃残渣は、東埼玉資源環境組合の焼却施設でもえるごみと同様に焼却処理します。 ・小型家電については、高品位品、低品位品の仕分けを行うなど資源化が促進する品位が確保できるよう処理方法について検討します。
有害ごみ	・これまで不燃物処理場で保管を行ってきましたが、将来は新たに整備する（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場で保管後に資源回収業者に引き渡し、資源化します。
資源古紙、布類	・収集運搬後に直接資源回収業者に引き渡し資源化します。
資源びん、かん	・これまで不燃物処理場で処理を行ってきましたが、将来は新たに整備する（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場で選別処理を行い、品目ごとに資源化を推進します。 ・びん類は、白、茶、その他の色、残渣類に選別します。 ・かん類は、アルミ、鉄、残渣類に選別します。
ペットボトル	・収集運搬後に直接資源回収業者に引き渡し資源化します。
粗大ごみ	・もえないごみと同様に、これまで不燃物処理場で処理を行っていましたが、将来は新たに整備する（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場で破砕、選別処理を行い、資源物の回収を推進します。 ・一部利用可能な粗大ごみについては再生処理を行い、市民に還元することについて検討します。

2. 計画ごみ処理フロー

計画ごみ処理フローは次に示します。

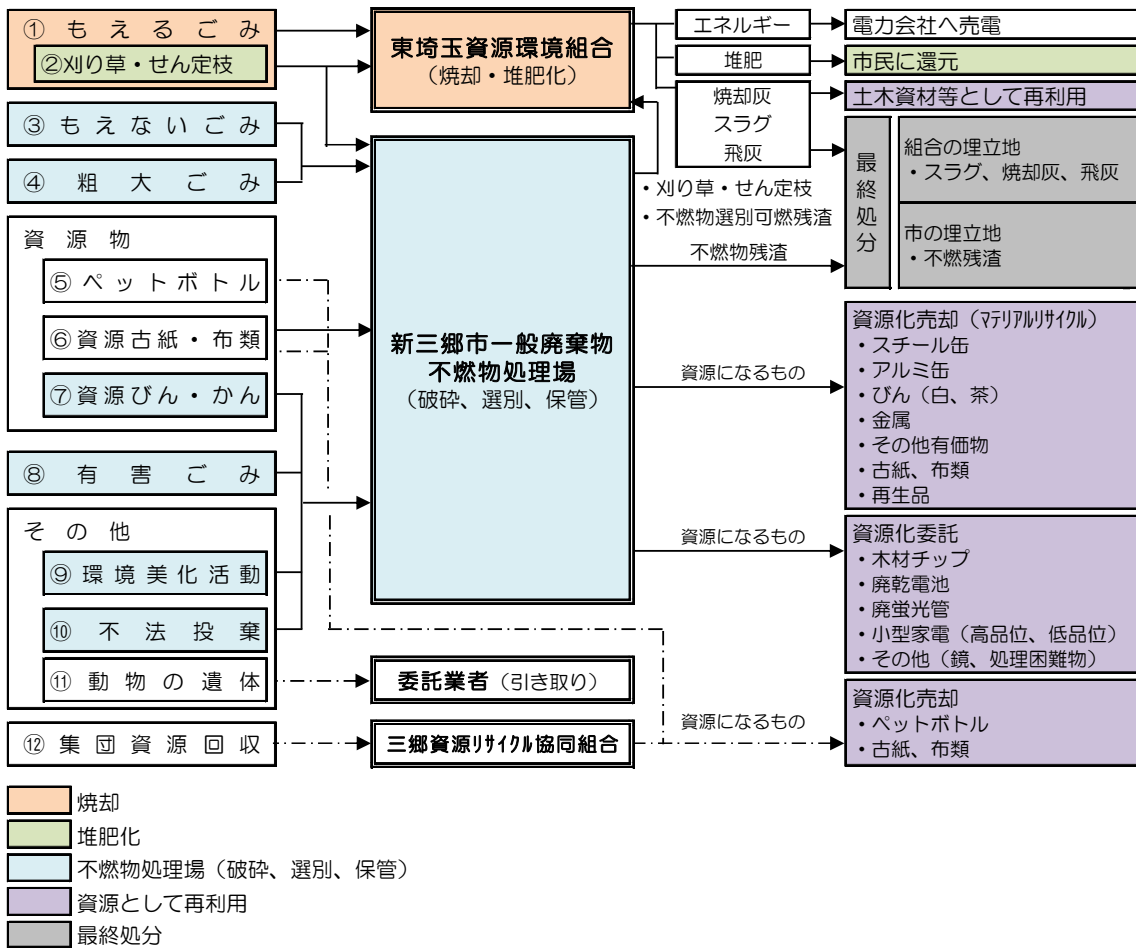


図 5-1 計画ごみ処理フロー

3. (仮称)新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場施設整備計画

1) 整備スケジュール

不燃物処理場の老朽化に伴い、ごみ処理の効率化を図るため、(仮称)新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場の整備を計画しています。

施設の整備スケジュールを次に示します。

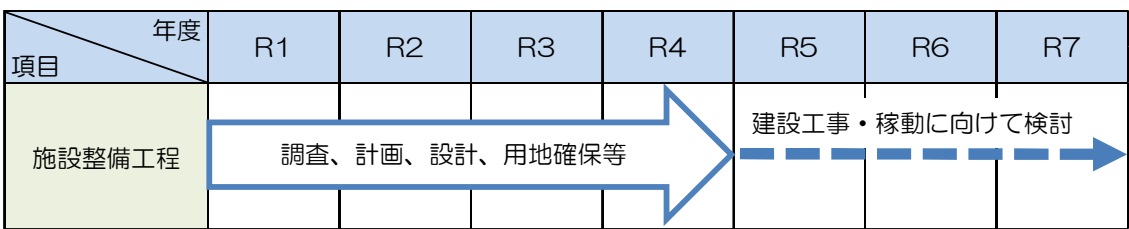


図 5-2 整備スケジュール

2) 施設整備の概要

施設整備の概要を次に示します。

表 5-2 施設整備の概要

項 目	処理の内容
施設名称	(仮称) 新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場
処理対象ごみと処理の内容	もえないごみ : 破碎選別処理を行い、金属類、可燃残渣、不燃残渣等に選別し、保管します。金属類は資源化、可燃残渣は組合で焼却処理、不燃残渣は埋立処分します。 もえないごみに混入する小型家電についてはピックアップし保管後に資源化します。 資源びん・かん : 選別処理を行い、びんは白、茶、その他の色に、かんはアルミ、鉄に選別し保管後に資源化します。 粗大ごみ : もえないごみと同様です。
保管対象ごみ	有害ごみ、資源古紙/布類、刈り草・せん定枝、小型家電(ボックス回収、イベント回収分)
施設整備目標年次	もえないごみ、粗大ごみ : 令和 7 年度 資源びん・かん : 令和 13 年度 (施設稼働後 7 年以内でごみ処理量がピークとなる年度)
稼働率	土日除く稼働日 260 日－祝祭日(16 日)＝244 日 $244 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 0.67$
月最大変動係数	もえないごみ : 1.11 粗大ごみ : 1.20 資源びん・かん : 1.21
計画処理量 (目標達成時)	もえないごみ : 家庭系 803 t/年＋事業系 177 t/年＝980 t/年 日平均 2.7 t/日 資源びん・かん : 1,787 t/年 日平均 4.9 t/日 粗大ごみ : 676 t/年 日平均 1.9 t/日 合計 : 3,443 t/年 9.5 t/日
施設規模	もえないごみ : $2.7 \text{ t/日} \times 1.11 \div 0.67 = 4.47 \div 4.5 \text{ t/日}$ 資源びん・かん : $4.9 \text{ t/日} \times 1.21 \div 0.67 = 8.84 \div 8.8 \text{ t/日}$ 粗大ごみ : $1.9 \text{ t/日} \times 1.20 \div 0.67 = 3.4$ 合計 : $4.5 \text{ t/日} + 8.8 \text{ t/日} + 3.4 \text{ t/日}$ ＝16.7 t/日(6 時間/日稼働)
再生事業	粗大ごみの再生を促進するための設備、展示スペースの設置等を検討します。
啓発事業	意識啓発を図るための設備、スペースの設置等を検討します。

4. 施設の運営、維持管理

1) ごみ焼却施設【継続・推進】

ごみ焼却施設については、東埼玉資源環境組合における運営を継続し、定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、各施設の延命化を図ります。

2) 不燃物処理場（（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場）【強化・充実】

不燃物処理場については、本市が主体となり、民間委託による運営、維持管理を継続します。
適正な処理運営、維持管理が行われるようモニタリングを行います。

5. 委託による中間処理

1) 委託処理の継続【継続・推進】

処理の安定性、信頼性、経済性、環境保全性などの観点から、市が行うよりも有効な場合には民間委託を積極的に採用し、処理の効率化、コスト削減を図ります。

2) 民間事業者の技術、資源化ルートの活用【調査・研究】

民間事業者の持つ再資源化に係る高度な技術や円滑な資源化ルートについて情報収集し、有効な中間処理方法について検討します。

6. 災害廃棄物処理

1) 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理対策【強化、充実】

「三郷市災害廃棄物処理計画」（以下「災害廃棄物処理計画」という）に基づき、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を推進します。

2) 災害廃棄物処理体制の構築【強化・充実】

災害発生時においては、災害廃棄物の処理を円滑に行うために、災害廃棄物処理計画に基づく組織体制を構築するとともに、東埼玉資源環境組合及び構成市町と連携し処理施設の予防保全、耐震化、電源・水源の確保、被災時の処理体制の検討など防災対策を推進します。

3) 仮置場の確保【強化・充実】

災害廃棄物の処理を効率的かつ円滑に推進するため、既に確保している仮置場の利用状況を継続して把握するとともに、必要に応じて新たな仮置場を確保するため候補地の調査、検討を行います。

4) 廃棄物処理施設の強靱化【強化、充実】

災害時においても自区内処理が可能となるよう、本市の廃棄物処理施設の整備に際しては、耐震・耐水・耐浪性に優れた構造とし、運転維持用電源・燃料保管設備、薬剤等の備蓄設備等を備え、施設の強靱化を図ります。

5) 処分量の減量化【強化・充実】

災害廃棄物の処理に際しても、再資源化を優先し、分別排出の徹底、資源物の選別・回収を推進します。

6) 広域処理【強化、充実】

大規模災害発生時は、大量の災害廃棄物が発生するため、本市及び東埼玉資源環境組合の処理施設では処理が困難な場合が想定されます。そのため、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、広域的な対応を推進します。

また、収集運搬事業や廃棄物処理業者などとも被災時の処理に関する協定を締結し、緊急対応が可能な処理体制を構築します。

7. 一般廃棄物処理経費の検討【継続・推進】

廃棄物処理に係るコストを明確に把握し、課題の抽出、改善策の検討、実施により処理の効率化を図るための判断材料として、一般廃棄物処理経費について検討を行います。

第6節 最終処分計画

1. 最終処分の方法【継続・推進】

ごみの種類ごとの最終処分計画は次に示します。

表 5-3 ごみの種類ごとの最終処分計画

区 分	処理の内容
焼却残渣	焼却処理後に発生するスラグ、飛灰は資源化及び組合の最終処分場で埋立処分を継続します。
不燃残渣	不燃物処理場あるいは（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場で選別処理後に発生する不燃残渣は、市の最終処分場で埋立処分します。

2. 施設の運営、維持管理【継続・推進】

本市の最終処分場の運営、維持管理については民間委託を継続します。

また、適切に運営、維持管理が行われるよう本市ではモニタリングを行います。

3. 組合による最終処分【継続・推進】

スラグ、飛灰の最終処分場については、組合による運営、維持管理を継続します。

4. 最終処分場の確保【継続・推進】

ごみの最終処分を安定して行うため、ごみの発生抑制、資源化を推進することにより処分量を削減し、既存施設の延命化を図るとともに、本市における最終処分場の整備及び新たな委託処分先の確保に向けて、調査や情報収集を行います。

第6章 生活排水処理基本計画

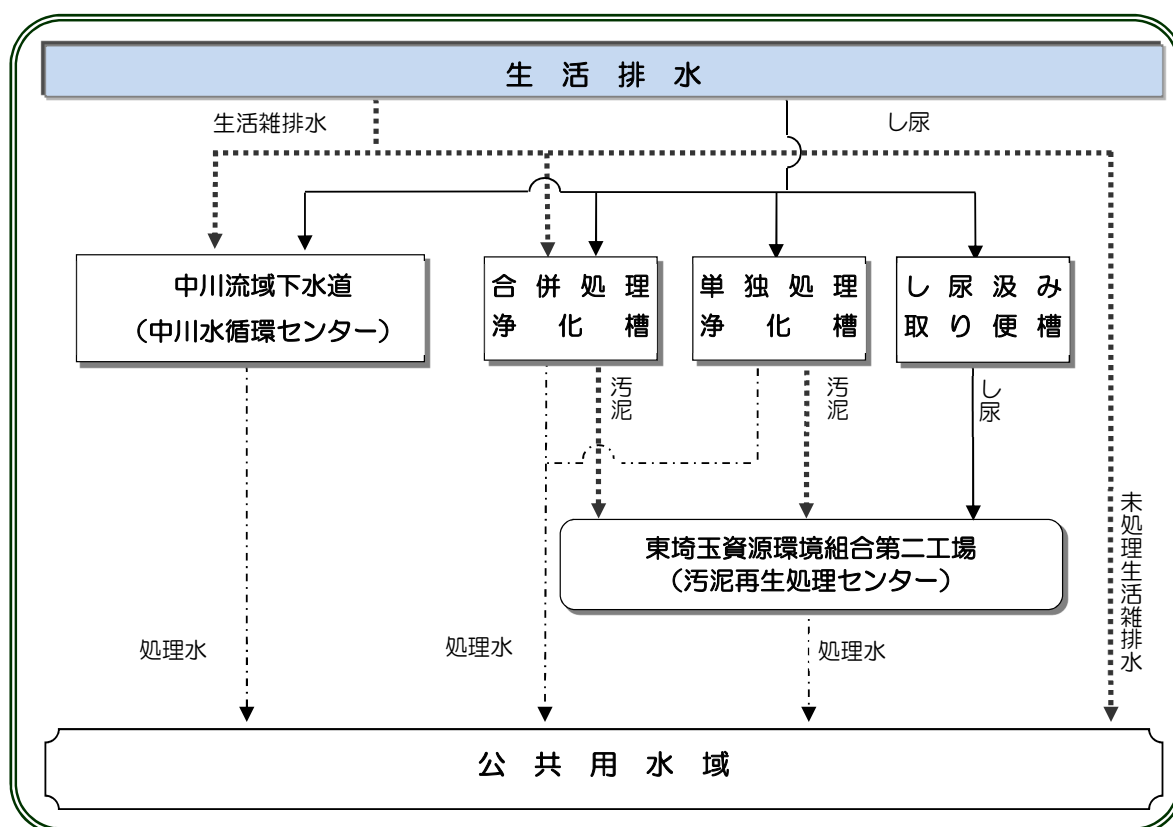
第1節 生活排水・し尿・汚泥の処理の状況

1. 生活排水処理の体系

本市の生活排水の処理体系を次に示します。

生活雑排水は、流域下水道、合併処理浄化槽などで処理を行っています。

また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽などから発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、東埼玉資源環境組合の第二工場の汚泥再生処理センターで適正に処理しています。



※「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

※本計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

図 6-1 生活排水処理フロー

2. 生活排水排出の状況

1) 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を次に示します。

表 6-1 生活排水の処理主体

区 分		生活雑排水		し 尿		浄化槽汚泥	
項 目		生活雑排水		し 尿		浄化槽汚泥	
収 集 ・ 運 搬		—		委託業者		組合直営及び委託業者	
処 理	流 域 下 水 道	県（中川流域下水道）				—	
	合 併 処 理 浄 化 槽	個人・事業者・市					
	単 独 処 理 浄 化 槽	—		個人・事業者			
	汚 泥 再 生 処 理 セ ン タ ー	—		東埼玉資源環境組合			

2) 生活排水処理形態別人口

処理形態別人口の実績を次に示します。

生活排水処理率は年々増加しており、平成 30 年度は 82.1%となっています。

表 6-2 処理形態別人口の実績

区 分		年度	H26	H27	H28	H29	H30
		単位					
総人口		人	136,840	137,940	139,413	140,702	141,765
水洗化・生活排水処理人口		人	103,647	105,635	108,506	110,686	116,363
	下水道人口（浄化槽人口、汲み取り人口除く）	人	93,263	95,582	97,096	99,883	103,954
	下水道人口率（下水道人口÷総人口）	%	68.2%	69.3%	69.6%	71.0%	73.3%
	合併処理浄化槽人口	人	10,384	10,053	11,410	10,803	12,409
生活排水処理率		%	75.7	76.6	77.8	78.7	82.1
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）		人	30,757	30,010	28,758	28,007	23,539
非水洗化人口		人	2,436	2,295	2,149	2,009	1,863
	し尿汲み取り人口	人	2,436	2,295	2,149	2,009	1,863
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
単独＋し尿汲み取り＋自家処理		人	33,193	32,305	30,907	30,016	25,402

3) 生活排水処理量

し尿及び浄化槽汚泥量の実績を次に示します。

し尿量は徐々に減少し平成 30 年度は 2,342 kL となっています。浄化槽汚泥量は 12,691 kL～13,443 kL の間で推移しています。

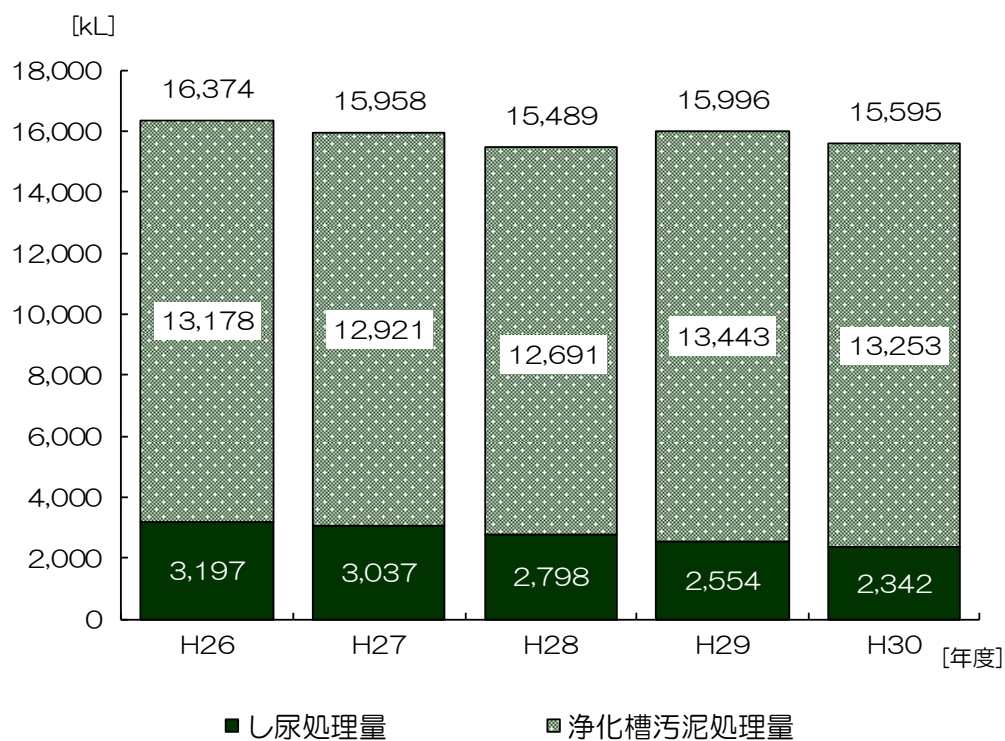


図 6-2 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

3. 生活排水処理施設の状況

1) 公共下水道

中川流域下水道の概要を次に示します。

表 6-3 中川流域下水道の概要

項目	全体計画	現状（平成 30 年度末）
対象市町	本市、さいたま市（一部）、川口市（一部）、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町	
処理能力（日最大）	765,000 m ³ /日（14 系列）	613,200 m ³ /日（9 系列）
処理区域面積	30,663 ha	16,131 ha
処理区域人口	1,454,000 人	1,379,792 人
管渠延長	122 km	121 km
ポンプ場	1 カ所	1 カ所

2) 汚泥再生処理センター

東埼玉資源環境組合の汚泥再生処理センターの概要を次に示します。

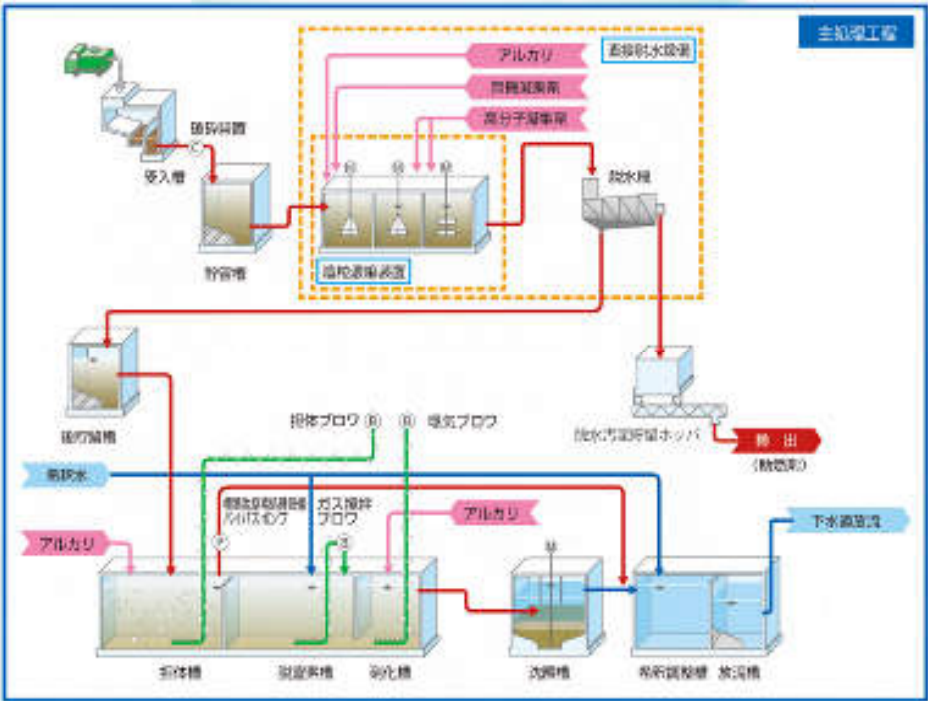
① 施設の概要

表 6-4 汚泥再生処理センターの概要

項 目	内 容
施 設 名	東埼玉資源環境組合第二工場 汚泥再生処理センター
所 在 地	八潮市大字八條 681 番地 1
敷 地 面 積	25,884.14 m ²
竣 工	平成 30 年 3 月 5 日
処 理 能 力	235 kL/日
処 理 方 式	固液分離＋水処理方式 処理後下水道放流



② 汚泥再生処理センター処理フロー



4. 生活排水処理の課題

1) 生活排水の未処理

家庭、事業所などの厨房、風呂場、洗濯場などから排出される生活排水は、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を利用している家庭では、未処理のまま公共用水域に流れるため、河川や海洋の汚染、汚濁が懸念されます。

平成 29 年度における環境省一般廃棄物処理実態調査では、埼玉県的生活排水処理率平均値は 89%、近隣市町は 82%～92%となっており、本市の 79%を上回っています。

こうしたことから公共下水道、合併処理浄化槽の普及、利用を促進することが必要です。

表 6-5 生活排水処理率の比較（平成 29 年度）

自治体	項目	行政区域内人口 (人)	生活排水処理人口 (人)	生活排水処理率 (%)
本市		140,702	110,686	79
埼玉県全体		7,359,430	6,571,418	89
草加市		247,843	228,044	92
越谷市		340,206	293,039	86
八潮市		88,639	76,343	86
吉川市		72,212	63,434	88
松伏町		20,907	24,437	82

2) 下水道の利用促進

下水道の供用開始区域においても、下水道に接続していない家庭が見受けられます。本市では、下水道処理区域内の浄化槽利用者については 1 年以内、し尿汲み取り便槽の利用者には 3 年以内に下水道への接続を求めています。早期の切り替えを求めている必要があります。

3) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率 90%以上、放流水の BOD 20mg/L 以下あり、下水道終末処理場の高度処理と同様です。また、合併処理浄化槽は、設備費用が安価で、設置に要する時間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。維持管理が適正に行われない限り、その処理性能を発揮することはできないため、合併処理浄化槽を利用している家庭、事業所に対して適正な維持管理方法を啓発していく必要があります。

4) 収集、運搬の効率化、強靱化

し尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少しています。下水道の普及により今後もし尿・浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されることから、下水道整備の進捗を踏まえて、収集量の減少に合わせた効率的な収集運搬を行うことが必要です。

また、災害は一斉時における収集運搬体制の確保も重要なことから、効率的収集と合わせて、災害時の対応についても委託業者及び近隣市町との連携を強化していく必要があります。

第2節 し尿等の発生量及び処理量の将来推計

1. 生活排水処理形態別人口の推計

処理形態別人口の推計結果を次に示します。

令和 11 年度においては、人口 147,831 人に対して、下水道、合併処理浄化槽による生活排水処理人口が 145,318 人となり、生活排水処理率は 98%に向上する計画です。

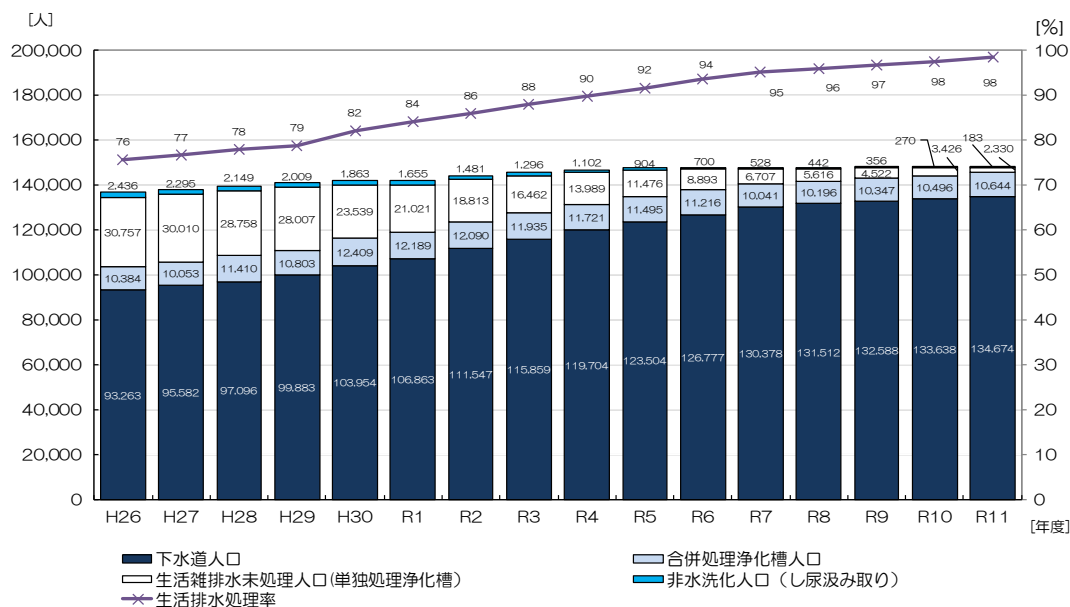


図 6-3 生活排水処理形態別人口の推計結果

2. し尿・汚泥の計画処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計結果を次に示します。処理量の合計は平成 30 年度 15,595 kL から令和 11 年度 6,858 kL に減少（約 56%減）する計画です。

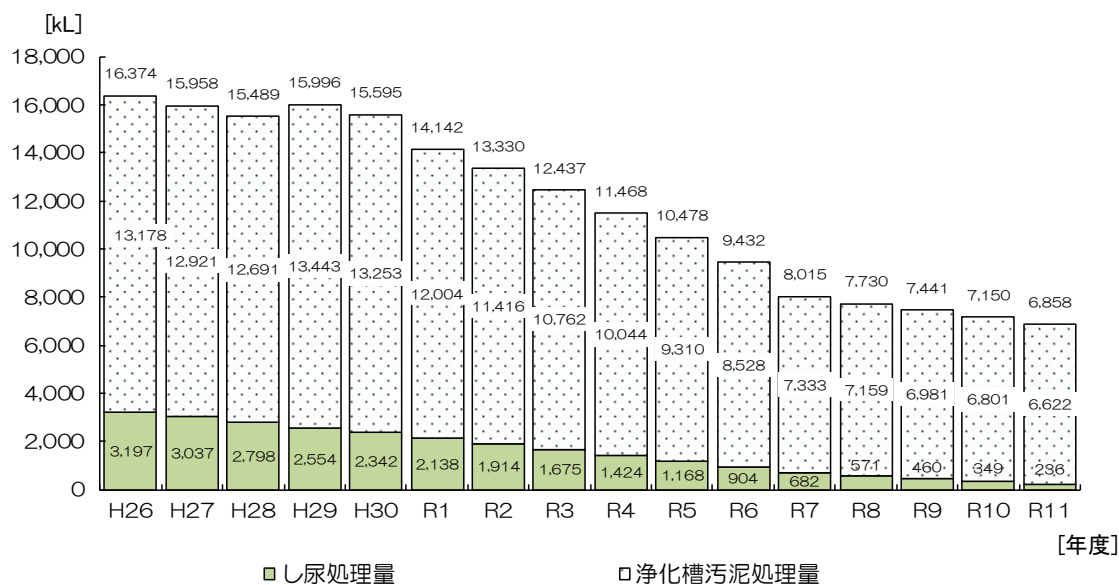


図 6-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推計結果

第3節 生活排水基本計画

1. 基本方針

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の向上を図るうえで重要です。生活排水処理対策の必要性和緊急性は、社会的に深く認識されるようになっており、本市においても市民に理解と協力が必要です。

「三郷市環境基本条例」すべての市民が共に力を合わせ、行動することで私たちのまち三郷の良好で快適な環境を保全し、創造し、水と緑と出会いのまち三郷を実現するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくこととしています。また、「三郷市環境基本計画」においては、「自然の恵みである水と緑を保全しよう」を取り組み方針の一つとしています。こうしたことを踏まえて、生活排水処理の基本方針を次のとおりとします。

方針1：生活排水未処理の削減

単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽利用者に対して、生活排水を未処理のまま公共用水域に放流し河川、海洋の汚染、汚濁を招かないよう、合併処理浄化槽設置への転換を促進するとともに下水道の整備を推進します。

方針2：効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理システムづくり

今後、し尿及び浄化槽汚泥量の減少が予想されることから、組合と連携し効率的な処理システムづくりを推進します。

方針3：市民、事業者、市の協働による水環境の保全

市民、事業者、市は本市における豊かな水環境を保全し、後世に引き継ぐために協働して生活排水処理対策に取り組みます。

2. 基本目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

生活排水処理率は平成 30 年度の 82%に対して、令和 7 年度には 95%（13 ポイント増）、令和 11 年度には 98%（16 ポイント増）とします。

表 6-6 生活排水処理の目標

単位：人

項目 \ 年度	実績値 平成 30 年度	中間目標 令和 7 年度	最終目標 令和 11 年度
行政区域内人口	141,765	147,654	147,831
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率)	116,363 (82%)	140,419 (95%)	145,318 (98%)
下水道人口	103,954	130,378	134,674
合併処理浄化槽人口	12,409	10,041	10,644
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	23,539	6,707	2,330
非水洗化人口 (し尿収集人口)	1,863	528	183

3. 生活排水の処理計画

1) 公共下水道の整備【継続・推進】

本市では、市全域を下水道計画区域としているため、生活排水の適正処理を進めるためには、下水道普及率の向上が重要です。

公共下水道の幹線整備の進捗状況等を勘案しつつ、人口密度の高い市街化区域から優先的に公共下水道の整備完了を目指します。

そのため、開発区域、土地区画整理事業の区域などにおいて円滑に整備が推進するよう関係機関との協議調整を推進します。

一方で、公共下水道の未普及地域について、地域特性等を踏まえた整備手法への見直しを検討します。

2) 下水道接続率の向上【継続・推進】

公共下水道の整備が完了し供用が開始された区域においては、公共下水道への接続が速やかに実施される必要があります。

公共下水道の供用が開始された区域では、ホームページ、広報、スマートフォンアプリ、自治会など地域のコミュニティーを活用し区域内の住民へ早期の切り替えを求めています。

下水道接続に係る費用負担を軽減するため、公共下水道接続工事費補助金の交付を行い、公共下水道への接続を促進します。

3) 合併処理浄化槽の普及、管理【継続・推進】

公共下水道の整備が当面の間見込めない地域においては、合併処理浄化槽による処理を促進します。

市街化調整区域における単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、三郷市合併処理浄化槽転換整備事業補助金制度に基づき、個人への補助金を交付します。補助制度においては、水域の富栄養化につながる窒素・リンの除去能力が高い高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

合併処理浄化槽が正常な機能を発揮するためには、適切な維持管理が必要となります。そのため、浄化槽管理者への清掃及び保守点検の必要性について、普及啓発活動を行い周知徹底を図ります。

4. し尿・汚泥の収集運搬計画【継続・推進】

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の主体は次のとおりとします。

公共下水道の普及の拡大に伴うし尿及び浄化槽汚泥量の減少に対応するため、収集運搬業務の効率化、合理化を図ります。

災害発生時に備え委託事業者、許可業者と協定を締結し、収集運搬経路、収集運搬車両、収集体制等の把握、仮設トイレからの収集等に関する協議、調整を図り、発災時から復旧復興時における収集運搬が円滑に行えるよう対策を講じます。

表 6-7 収集運搬の主体

項 目	し尿	合併処理浄化槽汚泥
収集運搬の主体	委託業者及び許可業者	許可業者

5. 中間処理計画、最終処分計画【継続・推進】

し尿及び浄化槽汚泥については組合での処理を継続します。

組合では、汚泥処理再生センターで固液分離、薬剤処理等を行い、処理水は公共用水域に放流し、固化物は助燃材として再利用します。

組合に対しては、適正かつ効率的な運転管理の継続、計画的な施設修繕の実施による施設の長寿命化について要望していきます。

6. 広報、啓発

1) 水環境に係る意識の高揚【強化・充実】

ホームページ、広報、スマートフォンアプリ、自治会など地域のコミュニティーを活用し水環境保全に係る個人及び地域での取り組みを啓発します。

2) 環境教育の推進【強化・充実】

水質汚濁及び生活排水処理の現状、家庭における公共用水域への負荷の削減対策、水環境保全等について講習会、イベント、河川清掃、水域の生物の観察会、市の職員による出前講座や市民団体と連携した環境教育活動等を開催し、実体験を通じた啓発を推進します。

第7章 計画の推進体制

第1節 計画の推進管理

ごみ処理に関する計画や施策を円滑かつ効果的に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、市民・事業者・行政それぞれがごみ処理に関する責任を持ち、相互理解と協力のもと役割分担を図ることが必要です。

ごみ処理の基盤となる市民・事業者・行政それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するため、普及啓発活動を推進するとともに、市民・事業者の理解を深めるために意見交換の場を設けるなど、市民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制づくりを推進して行くものとします。

第2節 計画のチェック方法と評価

本計画を推進するためには、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用い、施策の進捗状況や目標達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。PDCA サイクルに基づく計画の進行管理体制を図 7-1 に示します。

この方法は、①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Act）という手順を繰り返し行うことにより、計画の進捗状況や施策の実施状況などを都度点検、評価し、それらの見直しなど継続的に改善を図るものです。今後、PDCA サイクルによる点検・評価は基本的に年度毎に実施し、現状や見直し方針等も年度毎に市民、事業者へ広報、ホームページ、環境事業報告書、実施計画等で公表するとともに環境審議会で報告を行うことで、得られた意見や提案を施策に反映させて行きます。



図 7-1 計画の進行管理のPDCA サイクル